

第7回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

日時：令和7年12月11日(木)9:30～12:00
場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター 1A

次 第

1. 開会
2. 環境省挨拶
3. 議事
 - (1) 国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について
 - (2) 前回検討会の指摘事項と対応方針等について
 - (3) 令和8年度以降の運用方針(案)について
 - (4) ガイドライン改定版(素案)およびガイドライン手引き(素案)について
4. 閉会

■配付資料

次第・出席者一覧・配席図

資料1-1 試行的取組の施設概要及び追加的取組の概要

資料1-2 連携宿舎意見交換会の結果概要

資料2 令和7年度のスケジュール

資料3 前回検討会の指摘事項と対応方針

資料4 令和8年度以降の運用方針(案)

資料5-1 国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン改定版(素案)

資料5-2 国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインの手引き(素案)

参考資料1 国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン(1.0版)

参考資料2 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会 開催要領

参考資料3 第6回国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会議事概要

出席者一覧

【検討委員】(50 音順・敬称略)	
北海道大学 教授	愛甲 哲也 (オンライン)
國學院大學 教授	井門 隆夫 (オンライン)
和歌山大学 教授／武藏野大学 教授	加藤 久美
國學院大學 教授	下村 彰男
アジアエコツーリズムネットワーク(AEN) 創設理事長／ 一般社団法人 JARTA 代表理事	高山 傑
トラベルジャーナリスト	寺田 直子
Deneb 株式会社 共同創業者 代表取締役／ アトリエラパズ株式会社 代表取締役	永原 聰子 (オンライン)
【環境省】	
自然環境局国立公園課長	長田 啓
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長	澤田 大介
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	知識 寛之
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	古川 遥香
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長	立田 理一郎
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐	中原 一成

配席図

スクリーン

■オンライン参加

・北海道大学 教授

· 國學院大學 教授

・Deneb株式会社 共同創業者 代表取締役

アトリエラバズ株式会社 代表取締役 永原 聰子

和歌山大学 教授
武藏野大学 教授 ○
加藤 久美

國學院大學 教授
下村 彰男

○ ト ラ ベ ル ジ ャ ー ナ リ ス ト
寺 田 直 子

○ アジアエコツーリズムネットワーク
(AEN) 創設理事長
一般社団法人JARTA 代表理事
高山 傑

オンライン対応

中原一成
国立公園利用推進室長補佐
立田理一郎
國立公園利用推進室長
長田啓
國立公園課長
古川遙香
インバウンド推進室長補佐
知識寛之
インバウンド推進室長補佐
澤田大介
インバウンド推進室長補佐
バウンド推進室長補佐
インバウンド推進室長補佐

事務局	事務局	事務局
○	○	○

記者席	記者席	記者席			
○	○	○	○	○	○
記者席	記者席	記者席			
○	○	○	○	○	○

入口



試行的取組の施設概要及び追加的取組の概要

施設名	①尾瀬小屋	②第一滝本館	③ホテルジャパン志賀	④水際のロッジ/CampUs	⑤らうす餐荘
国立公園	尾瀬	支笏洞爺	上信越高原	足摺宇和海	知床
客室数	38室	387室	86室	ロッジ:10室/CampUs:15室	20室
平均価格	14,000円 (1人当たり、1泊2食)	22,550~54,450円 (2名1室、1泊2食)	7,700~24,000円 (2名1室、1泊2食)	25,000~47,500円(1人、1泊2食) 10,000~30,000円(1人、1泊0食)	50,000~150,000円 (1泊1名)
取組内容	木道の修繕作業等をコンテンツとする環境保全イベントの実施	地域内の連携体制構築	地域の宿泊事業者間における地域資源の共有と整理	地域のストーリーを発信するための資料作成	地域との連携基盤の構築
取組1 達成するステップアップ項目 (上段: 1.0版) (下段: 改定版) ※一部改変	■ 尾瀬の木道桟木打ちを行いうイベントの試行実施	■ アクティビティ開発も視野に入れた地域内関係者との連携体制構築	■ 地域の宿泊事業者間での地域資源(歴史、文化、自然資源と関係する取組)の共有・整理	■ 地域のストーリーを整理・発信するための基礎資料の作成	■ 関係者との連携に向けた意見交換会の実施
	● 2-1-(2)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている ● 2-2-(4)宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している	● 1-2-(1)地域への理解と取組への参画 ※国立公園に関する協議会以外の地域との連携方法について、ガイドライン改定版のステップアップ項目に設定予定	● 2-2-(1)地域におけるストーリーが整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用に対してそのストーリーを伝えている	● 2-2-(1)地域におけるストーリーが整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際等に、利用に対してそのストーリーを伝えている	● 1-2-(1)地域への理解と取組への参画 ※国立公園に関する協議会以外の地域との連携方法について、ガイドライン改定版のステップアップ項目に設定予定
進捗	● 8/25に桟木打ちイベント実施済。参加者からは取組への理解とともに、継続的な参加意向などを確認 ● 令和8年度の取組スキームを整理中	● 9/11に地域関係者との意見交換会を実施 ● 夏ツアーやイベントについては今後向けて地域関係者の合意形成を継続的に実施	● 6月に地域宿泊事業者との意見交換会を計3回実施し、ストーリーブック作成に向けたキーワード等を整理 ● 取組2の成果がまとまり次第、地域関係者に共有予定	● ストーリーの整理に向けた地域関係者へのヒアリングを実施 ● 伝えるツール(地域資源の解説書、ガイドツアー等に使用するカード、ストーリーを踏まえた手ぬぐい)を作成中	● 6/20、9/16に地域関係者との意見交換会を開催 ● 取組2を進めながら地域関係者の連携体制の構築を継続的に実施
取組2 達成するステップアップ項目 (上段: 1.0版) (下段: 改定版) ※一部改変	驅除シカに係る商品化に向けた実証実験、メニューでの品目表示	国立公園ならではの自然体験アクティビティの造成	地域の自然と営みにまつわるストーリーの整理	自然環境保全費用を付加した商品・サービスの試験実施	国立公園ならではのアクティビティ造成、提供準備
	■ 捕獲されたニホンジカを活用したメニュー開発と利用者への提供に向けたスキーム作り ■ メニューへの品目、背景の表示	■ 自然環境保全の要素を盛り込んだ自然体験アクティビティの造成(夏冬で各1件)	■ 【取組1】で整理した地域資源にまつわるストーリーを、ストーリーブック等として整理し発信	■ 自然環境保全費用を付加したサービスの仕組み構築	■ 地域事業者と連携したアクティビティの開発
進捗	● 1-2-(2)地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している	● 2-1-(2)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている	● 2-2-(1)地域において、インタークリーション全体計画が策定されており、アクティビティとインタークリーション計画が連動している ● 2-1-(2)宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている	● 2-1-(2)土産物や宿泊プラン等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売り上げの一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している	● 2-2-(3)アクティビティの参加申込みを受け付けている ● 2-2-(4)宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している
	● No.40:提供する地域産の食材について、具体的な使用品目とその魅力を宿泊者に伝わるようにレストラン入口の掲示やメニュー表等で示している	● No.23:宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている	● No.53:地域もしくは宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む地域のストーリーや望まれる体験等を整理したものが作成されており、紹介するアクティビティと、地域のストーリーや望まれる体験が連動している	● No.24:土産物や宿泊プラン、ガイドツアー等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している	● No.57:アクティビティの参加申込を受け付けている ● No.54:宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している
取組2 進捗	● 地産地消の品目開示は実施済。 今後表示方法の磨き上げを実施予定 ● シカについて8月に片品村の出荷制限が解除。10/11より村内で駆除されたシカを尾瀬小屋で提供 ● 令和8年度の継続提供に向け、地域関係者等と調整中	● 既存ツアーやイベントに国立公園の価値を伝えられる内容を盛り込んだ冬ツアーやイベントを年度内に実施予定 ● 合わせて、アクティビティ参加が自然環境保全への還元に繋がるスキームを作るため課題を整理、具体化を実施中	● 【取組1】の結果をもとにストーリーブックを作成中 ● 地域の特徴や自然・歴史・文化、地域カレンダー(行事や植物等)、若手へのインタビュー等を掲載予定	● 自然環境保全に必要な費用を付加したサービス提供を実施済 ● 引き続きサービスのコンセプトや内容、費用の還元先等について、発信する内容の磨き上げを実施中	● 年度内のツアーやイベントに向け、具休案について関係者と調整中

連携宿舎意見交換会の結果概要

(1)概要

- 異なる国立公園に位置する連携宿舎や環境省現地職員と交流し意見交換を行うことで、国立公園ならではの宿泊施設として、さらに取組を推進していくための知見を得る。
- 令和7年11月17日(月)～18日(火)に、連携宿舎のひとつである水際のロッジ/CampUs(足摺宇和海国立公園、愛媛県松野町)にて実施。
- 5つの連携宿舎の代表者や従業員、連携宿舎を管轄する環境省現地保護官等(計15名)が参加。
- 有識者として加藤委員、寺田委員が参加。

(2)行程

【11月17日(月)】

- 水際のロッジ/CampUsの施設コンセプトの説明
- 試行的取組のひとつである森コインの説明
- 施設が管理している農場の説明
- 水際のロッジの施設見学
- 環境省現地保護官より足摺宇和海国立公園の概要説明

【11月18日(火)】

- 水際のロッジ/CampUsのガイドによる森ガイド
(試行的取組で作成しているカードを活用)
- 意見交換



連携宿舎意見交換会の結果概要

(3)意見交換結果

1. 連携宿舎の取組紹介

- 各連携宿舎より、連携宿舎ごとの取組と取組の進捗状況を共有

2. 試行的取組を実施している国立公園や地域の課題説明

- 各環境省現地保護官等より、国立公園の概要と地域の課題感等を共有

3. 意見交換

下記について、意見交換を実施

- 各連携宿舎の魅力や取組内容等に関する情報発信方法等について
- インタープリテーション(IP)計画やストーリーの活用方法について
- ガイドライン改善について
- 更なる連携に向け、環境省、宿舎事業者それぞれへお願いしたいことについて 等

4. 主な意見

- 情報発信について、地域の状況に合わせたターゲット選定や周知方法の検討が必要
- 地域や国立公園のファンが増えれば、取組や課題感なども届きやすくなる
- 地域のストーリーが予め整理されるとそれに合わせた取組もできる
- 立地環境などに合わせた取組が認められるガイドラインであるとよい
- 環境省現地保護官等の異動による取組姿勢の変化がないようになると、継続的な取組を進めやすい
- 環境省と事業者(地域関係者)が一堂に会して議論ができる場を育てていけるとよい

令和7年度のスケジュール

資料2

令和7年度

R7.6 第5回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定及び手引き策定について(論点)
- ・令和8年度以降の運用方針について(論点)

R7.10 第6回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定及び手引き策定について(方向性)
- ・令和8年度以降の運用方針(案)について

R7.12頃 第7回検討会

- ・試行的取組の進捗について
- ・ガイドライン改定版(素案)・手引き(素案)について
- ・令和8年度以降の運用方針(案)について

R8.3頃 第8回検討会

- ・試行的取組のレビュー
- ・ガイドライン改定版(案)・手引き(案)について
- (・令和8年度以降の運用方針(案)について)

6-12月
検討会委員による御視察
(各箇所1回ずつを想定)

<参考1>

- ・志賀高原:6月実施済
- ・尾瀬小屋:8月実施済
- ・水際のロッジ/CampUs:
10月実施済

<参考2>

11月17-18日:
連携宿舎同士の意見交換会実施

前回検討会の指摘事項と対応方針

(1)ガイドラインの記載について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
① 施設の新設の際にも本ガイドラインの活用を考えていると理解。そのため、 <u>立地選定</u> についても言及があると良い。特に人口が減っていく地域は <u>ライフサイクルの観点で文言を追記すると</u> 本ガイドラインの使い方が明確になる。(高山)	<ul style="list-style-type: none">● 施設の新設や更新の観点の文言をガイドラインに記載(I 2(2)ガイドラインの使い方参照)
② 項目を括る際にはブランドプロミスに寄せた言葉遣いになると思うが、 <u>チェック項目</u> 自体は宿舎事業者に確認していただくことを明確に伝える内容にする必要がある。(下村)	<ul style="list-style-type: none">● ガイドラインの項目名及びチェック項目の内容について、ブランドプロミスの考え方を踏まえつつ、宿泊施設を意識した文言で整理(ガイドライン図表3参照)
③ ブランドプロミスのメッセージを伝えることが重要で、環境省としても大事にしたいことは理解。一方で、ガイドラインのチェック項目として評価しにくいものもあるのではないか。 <u>ブランドプロミスに寄せすぎると、ガイドラインで確認したかったことと趣旨がズれる可能性があり、確認した方が良い。</u> (愛甲)	
④ <u>毎年の改善対応について、コア項目に設定して改善を促せると良い。</u> (下村)	
⑤ ガイドラインでの評価が一度きりとならないようになると良い。そのためには <u>指標の改善が把握できるようになっている必要がある</u> 。他方で、ハードルを上げ過ぎると参加していただけないということであれば、 <u>どのような対応が必要で、どの程度仕事が増えるか</u> について説明する必要がある。(高山)	<ul style="list-style-type: none">● ガイドラインの理解、確認(自己評価)、計画、推進のサイクルについてガイドラインに記載(I 2(2)ガイドラインの使い方参照)● 毎年の成果確認と必要に応じた計画の見直しについてコア項目に設定(チェック項目No.4参照)
⑥ 本ガイドラインの運用として1年ないしは2年に1回の見直しをなどを求めるのか。例えば、エネルギー関連は、1年に1回は確認していただきたい。(高山)	

前回検討会の指摘事項と対応方針

(1)ガイドラインの記載について(つづき)

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
⑦ チェック項目は国際基準に近い設定が良い。その上で、項目全てを100%達成しないと達成と認められないのか、一部の項目を達成するだけでも達成とできるようにするかは検討が必要。一部達成で達成とすれば参加する宿舎事業者は増えるが、経過をしっかり追っていく仕組みと合わせて検討しておく必要がある。(高山)	<ul style="list-style-type: none">● コア項目は、国立公園内全ての宿泊施設に備えていただきたい機能と位置づけ、100%の達成を必要とする● 各チェック項目は国際基準を参照しつつ、国立公園の宿泊施設を念頭に調整を図る
⑧ 「本項目についての考慮は不要」との項目について、なぜ対象外とするか環境省から説明するとともに、対象外となる理由を宿舎事業者からしっかり確認できるような仕組みが必要である。(高山)	<ul style="list-style-type: none">● 協定等の運用の際には、対象外項目についてその理由を個別に確認することを検討する

前回検討会の指摘事項と対応方針

(2)手引きの記載について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
① ガイドラインを使う側としては、 <u>手引きに具体例がもっと記載されていた方が良い。取組例を箇条書きにしていくことが分かりやすいと考える。</u> (永原)	
② 取組例として、 <u>観光庁の「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に掲載の取組を引用するのも良い。</u> (高山)	<ul style="list-style-type: none"> ● 手引きの取組例を全体に追記する
③ 観光庁の「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」は加藤委員や高山委員が携わっていたので、事務局から積極的に意見を聞いていただきたい。(下村)	
④ 数値基準について、 <u>一定以上は求めるべき。宿泊施設の状況を事業者自身が確認することが重要で、そこから今後どのように取り組むか</u> という検討に繋がる。 <u>数値化することによって宿泊施設の取組が明確になるのであれば、基準を設定することは有効だと考える。合わせて、数値の確認方法も示すことができると良い。</u> (寺田)	<ul style="list-style-type: none"> ● まずは国立公園内の宿舎事業者を対象として運用を行うことを念頭に以下の通り整理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ コア項目は数値基準を設けない(全ての宿舎事業者に備えていただきたい機能であり、まずは取組を実施いただくことが重要) ➢ ステップアップ項目は一部に数値基準を設ける(理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能であり、一定以上の取組を求めていく)
⑤ エネルギー関連について、初期診断の時は、まだ何も取組をしていない状態で、 <u>ベースラインアセスメントとして実施していただき、ガイドラインを確認して取組が促進するようになると本ガイドラインの影響力が高まるのではないか。そのベースラインを基準としてしっかり見せるのが重要である。</u> (高山)	
⑥ 数値基準についての設定は理想だが、 <u>まずは宿舎事業者として取り組めるものはどれなのか</u> ということが分かるレベルでも良いのではないか。現状の数値を自分たちで測ってみて自分たちで目標を決めるというやり方もあると考える。(井門)	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの理解、確認(自己評価)、計画、推進のサイクルについてガイドラインに記載(I 2(2)ガイドラインの使い方参照)(再掲)

前回検討会の指摘事項と対応方針

(3)ガイドラインの運用について

指摘事項(委員名敬称略)	対応方針
① 表彰制度について、トラベルエージェントからのプロモーション効果を考えると第三者的な組織による審査の検討が必要。(高山)	● 指摘を踏まえ、R8年度以降の表彰制度の検討の中で検討する
② JNTOとの連携も踏まえるとガイドラインの英語版も必要。(高山)	● ガイドライン等の英語版作成について、R8年度の取組として検討する(資料4参照)
③ 国立公園の観光の推進は、地域の組合や観光協会と連携して取り組んでいることも多く、その中には、国立公園外だが積極的に参加している事業者もいる。将来的には国立公園外にも波及できるよう長期的な検討をしていただきたい。(愛甲)	● まずは国立公園内の宿舎事業者を対象として運用を行いつつ、長期的に検討を行う ● 関係機関等への周知を進めていく
④ 国立公園外への波及について、まずは国立公園の宿舎事業者を対象とし、環境省が目指す姿を示したうえで、長期的な対応を検討いただきたい。(下村)	
⑤ 国立公園内の公園事業の実態を把握しないとブランディングにも結び付かない。宿舎事業の現状把握と合わせた取組をしていただきたい。(下村)	● チェックリストの配布・回収と合わせて宿舎事業の現状把握を進める
⑥ アドバイザーの派遣を追加すると、ガイドライン以上の国際認証を視野に入れている宿舎事業者には有効と考える。(下村)	● アドバイザー派遣について、R8年度の取組として検討する(資料4参照)
⑦ チェック項目の確認方法について、紙かオンラインか等、データをどのように蓄積するのか検討する必要がある。オンラインにする場合はそのサーバーを環境省内に置くのか外部とするのかでセキュリティーの確認も必要である。これらも踏まえた運用方針を議論していく必要がある。(高山)	● サーバーを設置しての運用は現時点では想定しない ● まずは紙もしくは簡易的なデジタル手法で収集した内容について、分析等の段階でデータ化して集約していくことを検討する
⑧ (ガイドラインに係る周知徹底や宿舎事業者のコア項目達成について、)現地事務所の体制補完についてはデジタル化も含めて検討いただきたい。(下村)	

令和8年度以降の運用方針(案)

資料4

ガイドライン運用で目指すこと

- 全ての国立公園宿舎事業者がコア項目を満たすことで、宿舎事業者自身に保護と利用の好循環の取組に関与いただき、国立公園内のブランド力を高める。
- また、ステップアップ項目の実施により高み(=「理想像」)を目指す宿舎事業者の後押しを行うことで、「国立公園ならではの宿泊施設」としての高付加価値な滞在体験の提供を目指す。

運用方針(案)

全体	ガイドラインやチェックリストの考え方について、説明会等の普及啓発を実施。全宿舎事業者に向けてチェックリストの一斉配布、回収を行う。
コア項目	コア項目を満たした宿舎事業者に対しては、以下のインセンティブを提供。 <コア項目のチェックリストを全て満たした宿舎事業者へのインセンティブ> <ul style="list-style-type: none">マーク付与、宿泊施設名を一覧で公開
ステップアップ項目	理想像を目指す宿舎事業者の後押しとして、以下2段階で取組を実施。 段階① <ul style="list-style-type: none">宿舎事業者と公園管理事務所長等との連携協定締結<ul style="list-style-type: none">宿舎事業者はガイドラインに定められている事項の達成を通じて、国立公園の魅力向上に貢献。環境省は、宿舎事業者へ助言を行うとともに、国立公園魅力向上についての取組を実施。合わせて、連携協定先やその内容に係る広報等を実施。なお、協定を結ぶことのできる宿舎事業者は、コア項目を全て満たす相手とする。 <連携協定を締結した宿舎事業者へのインセンティブ> <ul style="list-style-type: none">国立公園オフィシャルパートナーとのマッチング国立公園補助事業への優先採択「国立公園に、行ってみよう」HPや日本政府観光局(JNTO)のHPでの個別紹介 等 段階② <ul style="list-style-type: none">段階①の運用状況も踏まえ、表彰制度も検討

令和8年度の実施事項(予定)

1. ガイドライン運用関係

① 運用開始に向けた準備(春～秋)

- ・チェックリスト配布・回収や連携協定に係る取組の実施方法の整理

- ※ チェックリスト回収は郵送の他、オンライン対応も想定

- ※ 連携協定先の募集方法(公募等)や締結先に対する支援(アドバイザー派遣)等について整理

② チェックリストの配布・回収(秋以降)

- ・全ての宿舎事業者にチェックリストを配布・回収し、結果を分析

③ 連携協定先の募集、協定の締結(秋以降)

- ・宿舎事業者を選定の上、連携協定を締結し、協定に基づく取組を実施

④ 令和8年度の取組のレビュー(秋以降)

- ・②、③の取組状況を踏まえ、今後対応が必要な事項について整理

2. 広報関係

① ガイドラインの概要版の作成(春～)

② ガイドライン及び概要版の英語版の作成(春～)

③ セミナー・説明会の実施(秋以降)

- ・チェックリストの配布・回収にあわせ、ガイドラインの内容や活用方法等についての説明会実施を想定

- ・宿泊事業者にとって有益な内容とガイドラインに係る説明を組み合わせたセミナー開催も想定



国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(2.0 版)(案)

令和7年12月
環境省自然環境局国立公園課

< 目 次 >

I. 本ガイドラインについて	1
1. はじめに	1
2. ガイドラインの概要と使い方	3
(1) ガイドラインの概要	3
(2) ガイドラインの使い方	5
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」に求める機能(チェック項目リスト)	6
1. 共通項目	6
1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保	6
1-2 地域と一体となった取組の実施	7
2. 国立公園ならではの自然風景の保全	8
2-1 国立公園の自然環境保全	8
3. 持続可能な国立公園づくりへの参画	10
3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり	10
3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	10
4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	17
4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	17
5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供	18
5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献	18
5-2 利用者への普及啓発	19
III. 用語集	20

I. 本ガイドラインについて

1. はじめに

環境省では、国立公園の優れた風景を未来に引き継いでいくため、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現し、地域経済の活性化や自然保護への再投資を図る「国立公園満喫プロジェクト」を進めています。

日本の国立公園には多くの私有地が含まれており、人々の生活が営まれ、農林業や観光業など様々な事業活動が行われています。このため、国立公園における保全活動や来訪者への利用サービスの提供に当たっては、地域や関係事業者の皆様との協働が不可欠です。

環境省では、国立公園に関わる地域関係者の皆様と共通理解を持って取組を進めていくため、令和5年6月に「国立公園ブランドプロミス」(国立公園が来訪者・地域に約束すること)を定めました。このブランドプロミスに基づき、官民協働による取組を進めることで、日本の国立公園が世界からの目的地(デスティネーション)としていくことを目指しています。

このうち、特に宿泊施設については、国立公園内に滞在し、国立公園ならではの体験を得る唯一無二の「滞在体験」の核となるものであり、更なる魅力向上等を進めていくことが重要です。

こうした背景から、環境省では、「国立公園ブランドプロミス」も踏まえ、国立公園内の宿泊施設として備えることが期待される機能を整理し、宿泊施設の皆様に参考としていただけるよう、本ガイドラインを策定しました。

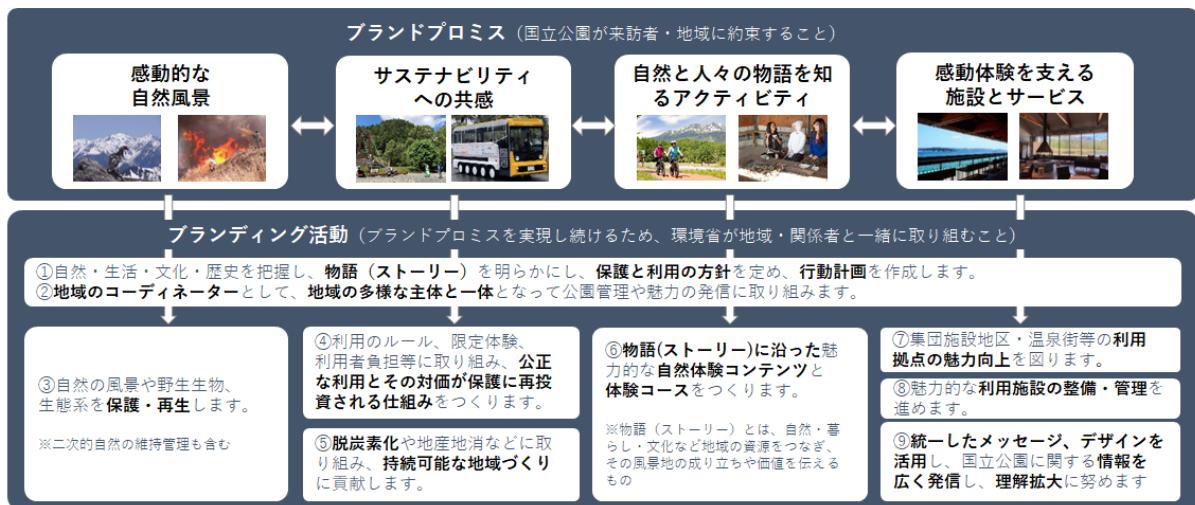
具体的には、国立公園内の全ての宿泊施設に備えて頂きたい機能を「コア項目」として示し、さらに、理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能を「ステップアップ項目」として示しています。

宿泊施設の皆様には、本ガイドラインを活用いただきながら、「国立公園ブランドプロミス」の実現に向け、環境省とともに取り組んでいただければ幸いです。

図表 1 国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

ブランドメッセージ その自然には、物語がある。

提供価値 多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ることで、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。



2. ガイドラインの概要と使い方

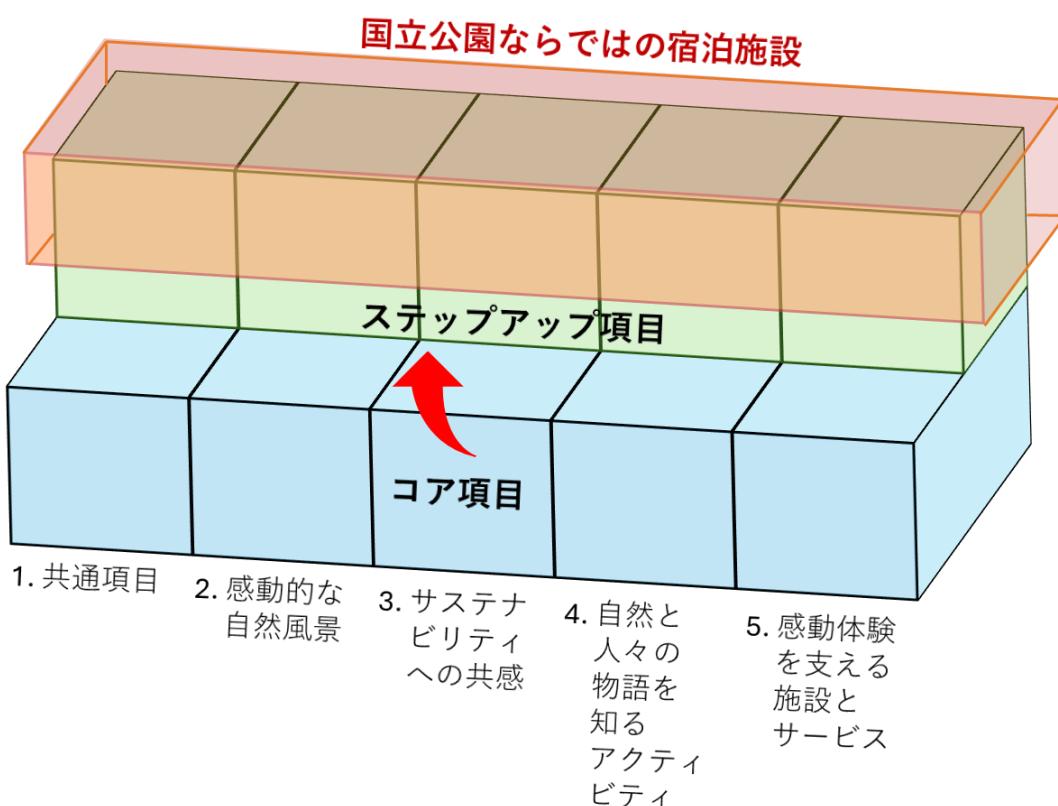
(1) ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、「国立公園ならではの宿泊施設」として備えることが期待される機能を国立公園ブランドプロミスに沿って、全部で5つの分類(8つの小分類)に整理しました。その中で、国立公園内の全ての宿泊施設に備えていただきたい機能を「コア項目」、理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能を「ステップアップ項目」として区分し、チェック項目(全68項目)のリストを示しています。

図表 1 「国立公園ならではの宿泊施設」として備えることが期待される機能の分類と項目

機能の分類	機能の項目
1. 共通項目 2. 国立公園ならではの自然風景の保全 3. 持続可能な国立公園づくりへの参画 4. 国立公園ならではの体験ができる アクティビティの提供 5. 国立公園ならではの体験を支える 施設とサービスの提供	ステップアップ項目 理想像である「国立公園ならではの宿泊施設」に備えていただきたい追加機能 コア項目 国立公園内の全ての宿泊施設に備えていただきたい機能

図表 2 本ガイドラインの構成イメージ



図表 3 国立公園ブランドプロミスとガイドラインの関係

国立公園ブランドプロミス (国立公園が来訪者・地域に約束すること)	国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン	
	国立公園ならではの宿泊施設として 備えることが期待される機能	各機能を設定した趣旨
共通項目	1. 共通項目	
①自然・文化・歴史を把握し、物語(ストーリー)を明らかにし、保護と利用の方針を定め、行動計画を作成します。	1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保	ガイドラインのサイクルを継続的に回していくとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認
②地域のコーディネーターとして、地域の多様な主体と一緒に公園管理や魅力の発信に取り組みます。	1-2 地域と一緒にした取組の実施	国立公園に立地する宿泊施設が滞在体験の核となり、公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認
感動的な自然風景	2. 国立公園ならではの自然風景の保全	
③自然の風景や野生生物、生態系を保護・再生します。	2-1 国立公園の自然環境保全	国立公園の自然環境の保全のために必要な取組を確認
サステナビリティへの共感	3. 持続可能な国立公園づくりへの参画	
④利用のルール、限定体験、利用者負担等に取り組み、公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくります。	3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり	国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認
⑤脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献します。	3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認
自然と人々の物語を知るアクティビティ	4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	
⑥物語(ストーリー)に沿った魅力的な自然体験コンテンツと体験コースをつくります。	4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	宿泊客が国立公園ならではの体験ができるアクティビティへの接続、施設及び地域と連携した取組を確認
感動体験を支える施設とサービス	5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供	
⑦集団施設地区・温泉街等の利用拠点の魅力向上を図ります。	5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献	国立公園ならではの魅力的な施設づくりや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認
⑧魅力的な利用施設の整備・管理を進めます。		
⑨統一したメッセージ、デザインを活用し、国立公園に関する情報を広く発信し、理解拡大に努めます。	5-2 利用者への普及啓発	国立公園や自然環境に関する情報発信、ルールやマナーの普及啓発に関する取組を確認

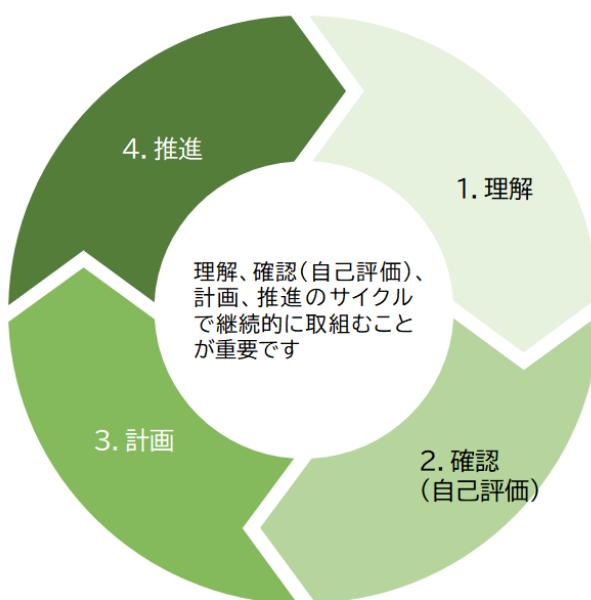
(2) ガイドラインの使い方

ガイドラインを使う際には、「1. ガイドラインの内容の理解」「2. チェック項目リストの自己評価による現時点の達成度と不足している機能の把握」「3. 不足している機能を備えるための計画づくり」「4. 計画に沿った取組の実施」というサイクルを回すことが重要です。このサイクルを回すことによって、定期的な自己評価により達成度を把握し、更なる達成に向けた計画の見直しも出来るようになります(詳しくは図表4参照)。

また、新たに宿泊施設を設置する際や、施設の更新の際には、あらかじめ本ガイドラインをご確認いただき、チェック項目を満たす施設計画をご検討いただきたいと考えています。

なお、本ガイドラインを補完するものとして、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインの手引き」を作成しています。ガイドラインに関連する背景や、各チェック項目で想定される取組例とチェック基準、取組事例集などを掲載していますので、ガイドラインとあわせてご確認ください。

図表 4 ガイドラインの使い方



1. 理解	<ul style="list-style-type: none"> まずはガイドラインを読み、内容を理解することが大切です。 経営者だけではなく、地域内の宿泊施設同士の勉強会、社内研修の機会などを活用して社員の皆様と読んで理解していただくと効果的です。 取組を推進していく中で理解を深め、より高い目標を目指した自己評価や計画につなげることで、効果的な取組推進が期待できます。
2. 確認 (自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> 手引きも参考にしながらガイドラインのチェック項目を自己評価してください。 この自己評価は3. の計画策定後も定期的(1年毎など)に行うことが必要です。
3. 計画	<ul style="list-style-type: none"> 確認(自己評価)を踏まえ、取組計画を検討・作成してください。まずは1年などの短い期間で策定し、定期的な自己評価と見直しを行うとよいです。 計画の検討・策定にあたっては、手引きの取組事例集も参考となります。 スタッフを巻き込んだ計画作成により施設をあげた取組推進につながります。
4. 推進	<ul style="list-style-type: none"> 計画に沿って取組を推進してください。なお、チェックができた項目についても、継続してチェックできるよう取組を進めることができます。

II. 「国立公園ならではの宿泊施設」に求める機能(チェック項目リスト)

立地等の特性を踏まえ、チェックの対象としなくてもよい項目も設定しています(詳しくは各チェック項目参照)。

また、全体に関する適用条件として以下を設定しています。

- 拠点や活動範囲が同じ場合、宿泊施設のグループ会社などが一部の機能を担う場合でもチェック可能です(グループ会社がアクティビティ機能を担っている場合などを想定)
- 一般的な宿泊施設の利用を前提としているガイドラインであるため、特定の宿泊方法の利用者のみに提供される項目はチェック不可です(教育旅行やプロモーションによる宿泊客にのみ提供されるサービスなどを想定)

1. 共通項目

1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保

ガイドラインに基づく取組を行うにあたっては、内容の理解、自己評価、自己評価に基づく取組の計画検討及びその推進というサイクルを継続的に回していくことが求められます。このサイクルを回していくとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
1	本ガイドラインに基づく取組について、年間で取組む内容とその目標を計画として定めている
2	本ガイドラインの内容及び No.1 の計画について、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会で説明している
3	No.1 の計画に基づく取組について、利用者に伝え協力を依頼している
4	No.1 の計画に盛り込んだ取組の成果を年に 1 度確認し、必要に応じて計画の見直しを行っている

ステップアップ項目

No.	チェック項目
5	No.1 の計画そのものについて、外部へ公表している
6	No.1 の計画の成果を定量的なデータとともに外部へ公表している
7	No.3 の利用者へ伝える取組内容について、多言語でも実施している

1-2 地域と一体となった取組の実施

国立公園に立地する宿泊施設には、国立公園の滞在体験の核となることが求められます。公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
8	地域の自然・歴史・文化を理解し、尊重している
9	地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している
10	地域の自然・歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
11	立地する国立公園と地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)の関連やその魅力について、情報発信をしている
12	立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している

ステップアップ項目

No.	チェック項目
13	国立公園の保護または利用に関する会議体等に参画している(加盟する団体としての加入も含む)
14	施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域での育成や雇用創出、働き手の確保に努めている
15	地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している
16	地域の特産品、食文化等を、国立公園にまつわる背景・ストーリー、生産に関わる職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している
17	本ガイドラインチェック項目に関連する取組を進める際に、No.9 の地域内の取組以外に他地域とのネットワーク構築や連携を図り、その成果を地域に還元している

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

2-1 国立公園の自然環境保全

国立公園の風景を未来に引き継ぐため、国立公園に立地する宿泊施設には、自然環境保全への配慮が求められます。また、自然環境保全への配慮は、宿泊客に国立公園ならではの自然体験を提供することにも繋がります。自然環境の保全のために必要な取組について確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
18	<p>生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の生き物を飼育せず、地域に根ざした生き物を飼育する場合でも、動物福祉に反する行動をとらない</p> <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします</p> <p>参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p> <p>※なお、外来種の飼育について、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合は飼育可能とします</p>
19	<p>植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種等を植栽・栽培しない</p> <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします</p> <p>参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p>
20	野生生物への餌付けを実施せず、また、必要以上の夜間投光(施設街灯等の照明も含む)等、野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない
21	登山道整備、外来種駆除、清掃活動等、国立公園の自然環境保全に資する活動に参加している

ステップアップ項目

No.	チェック項目
22	<p>宿泊施設自らもしくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けている、又は認定申請を検討している</p> <p>※自然共生サイト： 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの（用語集に区域の具体例を記載）</p> <p>生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、（本来の目的に関わらず）生物多様性の保全が図られている区域」を指す</p>

3. 持続可能な国立公園づくりへの参画

3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり

国立公園に立地する宿泊施設として、国立公園の「保護と利用の好循環」の実現に関わることが求められます。地域や宿泊客と連携して、国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	チェック項目
23	宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
24	土産物や宿泊プラン、ガイドツアー等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を利用者にも提供している

3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり

国立公園に立地する宿泊施設として、環境負荷の少ない施設運営を行い、持続可能な地域づくりへ貢献することが求められます。地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認してください。

コア項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
25	提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している
26	地域の製品・商品やサービス、地域事業者によるアクティビティを優先的に調達・活用している

コア項目

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
27	<p>電気、ガス、ガソリン、灯油などエネルギーの使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている</p>
28	<p>新たに機器(照明、空調機器、厨房機器等)を購入・導入する際は、統一省エネラベルのeマークが緑色である(図参照)など、エネルギー効率の高いものを選択している</p>  <p>多段階評価点 市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。☆（星マーク）は多段階評価点に応じて表示しています。</p> <p>省エネ効率ラベル</p> <p>年間目安エネルギー料金 当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金のことを指します。</p> <p>(資料)「小売事業者表示制度(統一省エネラベル等)とは」(資源エネルギー庁) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/</p> <p>※過去1年以内に機器の導入を行っていない施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
29	<p>出勤時や移動時に、公共交通機関の利用や、乗合バスの運行、エコカーの利用推奨など、温室効果ガスの排出削減に繋がる移動手段を推奨している</p> <p>※社員・スタッフ全員が泊まり込みである等、毎日の通勤時に温室効果ガスを排出しない施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>

コア項目

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
30	廃棄物の排出量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
31	ごみを分別している
32	使い捨てのアメニティ、使い捨て食器等の提供を減らす取組を行っている
33	施設で使用する紙の使用量を把握し、削減に向けて見直しを行っている
34	滞在中に何度も使えるボトル等を用いた給水を推奨するなど、使い捨て容器での飲料水提供を削減する取組を行っている
35	フードロス削減の方針があり、方針に基づいて食事の提供方法の工夫等によりフードロスの削減に取組んでいる

コア項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源の利用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
36	水の使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている ※湧水を利用しており使用量の把握が難しい場合は、この項目は適用外です（チェック不要）（なお、湧水であっても子メーターを設置して把握することが望ましい）
37	新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型のものを選択している ※過去 1 年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は、この項目は適用外です（チェック不要）
38	連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している

ステップアップ項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
39	<p>施設の新改増築を行う場合は、地域の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している</p> <p>※過去 1 年以内に施設の新改増築を行っていない施設は、この項目は適用外です (チェック不要)</p>
40	提供する地域産の食材について、具体的な使用品目とその魅力を宿泊者に伝わるようにレストラン入口の掲示やメニュー表等で示している
41	<p>グリーン購入法に基づく調達の判断基準に適合するものや環境ラベルが付与された商品など、環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、方針に基づいた調達を日常的に 5 品目以上で実施している</p> <p>※グリーン購入法の特定調達品目一覧：</p> <p>グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目</p> <p>具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)</p>

ステップアップ項目

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
42	<p>自社の温室効果ガス排出量を把握するために、GHGプロトコルに基づき排出量測定(Scope1、Scope2)を実施している。</p> <p>※GHGプロトコル: 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準 地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された</p>
43	<p>カーボン・クレジット(地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたもの)の購入により、カーボン・オフセットに取組んでいる</p> <p>※カーボン・クレジット: バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの</p> <p>※カーボン・オフセット: 日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方</p>
44	<p>施設内で再生可能エネルギーによる発電を行っているもしくは、施設で使用する電力に再生可能エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している</p> <p>※電力インフラが届いていない場所に位置する施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>

ステップアップ項目

No.	チェック項目
45	温泉を利用している施設において、温泉熱の有効活用により、エネルギー消費量の削減に取り組んでいる ※温泉を利用していない施設については、この項目は適用外です(チェック不要)
46	電気自動車が充電できる体制を整えている ※電力インフラが届いていない場所や、電気自動車での立ち入りが困難な場所に位置する施設は、この項目は適用外です(チェック不要)
47	安全管理や施設管理上必要な箇所以外の外構や共用部、従業員スペースについて、人感センサーやタイマー等を活用し、エネルギー消費量の削減に繋がる電源管理をしている
48	客室において、カードキー人感センサーを活用し、外出時等不要な際には電源が切れる電源管理をしている
49	施設の新增築を行う場合は、環境に配慮した施設設計としている ※既存施設の増築で対応が難しい場合は、この項目は適用外です(チェック不要)

ステップアップ項目

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

No.	チェック項目
50	ゼロ・ウェイストを目指す方針があり、方針に基づいて廃棄物の削減やリサイクルの促進に取組んでいる ※ゼロ・ウェイスト: 資源の浪費をなくし、焼却や埋立にいたる廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方 リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそも消費を減らす考え方も含まれる

ステップアップ項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源等に負荷を与えないために必要な取組を確認してください。この取組は、汚水の浄化に使われるエネルギーの削減にも繋がります。

No.	チェック項目
51	<p>少なくとも共用部(キッチン等従業員用の箇所を含む)において、環境配慮型の洗剤やバス用品を使用している</p> <p>※洗剤やバス用品の使用が一切ない場合は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
52	<p>温泉資源の持続的利用のため、施設で使用する温泉の状態を定期的に把握している</p> <p>※温泉資源を利用していない施設については、この項目は適用外です(チェック不要)</p>

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

国立公園に立地する宿泊施設には、利用者に国立公園ならではの体験を提供する役割が求められます。宿泊客が国立公園ならではの体験ができるアクティビティへ接続できるよう、施設独自、または、地域と連携した取組を確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
53	宿泊客に自然体験アクティビティを紹介する際は、環境省の「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしたアクティビティを優先している。 ※国立公園における自然体験アクティビティガイドライン:手引き●ページ参照
54	宿泊客に自然体験以外のアクティビティを紹介する際は、地域の資源を適正に利用するガイドツアーや伝統文化・食に関する体験を優先している。

ステップアップ項目

No.	チェック項目
55	地域もしくは宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む地域のストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)や望まれる体験等を整理したもの(インタープリテーション計画等)が作成されており、紹介するアクティビティ(コア項目を満たすもの)と、地域のストーリーや望まれる体験が連動している
56	宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している
57	施設のスタッフが国立公園の要素を含む簡易的なガイドが実施出来るような取組を実施している
58	宿泊施設内で、スタッフ等による国立公園の要素を含むガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している
59	アクティビティの参加申込を受け付けている
60	アクティビティを紹介する場合において、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
61	通常立ち入れない場所や時間のガイドツアーなど、高付加価値化されたアクティビティ(コア項目を満たすもの)を取扱っている

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献

宿泊施設をはじめとする国立公園内事業者の皆様には、国立公園利用者にとって魅力的な施設であること、自身が位置する利用拠点の魅力向上と共に取組むことが求められます。国立公園ならではの魅力的な施設づくりや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
62	インバウンド旅行者向けに多言語で施設概要や国立公園概要、アクティビティ概要等の情報提供を行っている

ステップアップ項目

No.	チェック項目
63	地域統一のルールや、自社で策定したルールに則って外観の修景や整理を行うなど、国立公園内の景観を向上させる取組を自然公園法の規制に上乗せして実施している
64	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・東屋・トイレ・登山道や遊歩道・園地等)を整備している、または整備に関わっている
65	宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、または維持管理に関わっている

5-2 利用者への普及啓発

国立公園内に位置する宿泊施設には、宿泊客を始めとする国立公園利用者に対し、国立公園に関する普及啓発の役割を担うことが期待されます。利用者への普及啓発に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	チェック項目
66	国立公園名や特徴等の国立公園の基礎的な情報や、国立公園のルールやマナーに関する情報を普及啓発している

ステップアップ項目

No.	チェック項目
67	国立公園マーク・統一フォント等の活用や、屋外の共用スペース・標識における国立公園名の表示を行っている
68	宿泊客以外にも国立公園に関する情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している

III. 用語集

用語	解説
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 単に富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供するのではなく、次の①及び②を付加価値として高めること。自然アクティビティの高付加価値化にあたっては、コンテンツ造成、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の3つの観点から高付加価値化を目指すことが重要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンシビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 </div>
自然共生サイト	<ul style="list-style-type: none"> 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの。 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す(具体例は以下の通り)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原 等 </div>

用語	解説
グリーン購入法の特定調達品目一覧	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目。具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)。
環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスがどのように環境負荷低減につながるかを教えてくれるマークや目印のこと。
GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。
カーボン・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボン・オフセット	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
ゼロ・ウェイスト	<ul style="list-style-type: none"> 資源の浪費をなくし、焼却や埋立にいたる廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方。リサイクルだけではなく、必要なないものを購入しないことなど、そもそも消費を減らす考え方も含まれる。
インタープリテーション計画	<ul style="list-style-type: none"> 「その場所らしさ、ならではの価値」の探求を基礎とした、「来訪者の体験」の提案と「ストーリー」の共有を軸とする、その地域(又は施設)と来訪者との間のコミュニケーションの在り方を誰にでも分かりやすく可視化したもの。その地域(又は施設)と来訪者との間のコミュニケーションの在り方を誰にでも分かりやすく可視化したもの。

用語	解説
国立公園統一マーク	<ul style="list-style-type: none">環境省が作成した国立公園の統一マーク。「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、日本の国立公園の価値や魅力を地域の人々を含む関係者と改めて見直し、国内外に向けて「訪れる価値のある魅力的な場所」としてブランディングしていくことを目的に平成29年に作成された。なお、使用する場合は国立公園統一マーク使用規定(以下 URL)を確認すること。 https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/mark_agreement.pdf 

参考：国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

本ガイドラインは、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」における議論を踏まえ策定されました

<委員名簿(50 音順、敬称略)>

- 愛甲 哲也 (北海道大学教授)
井門 隆夫 (國學院大學教授)
加藤 久美 (和歌山大学教授、武蔵野大学教授)
下村 彰男 (國學院大學教授)【座長】
高山 傑 (アジアエコツーリズムネットワーク(AEN)創設理事長、一般社団法人 JARTA 代表理事)
寺田 直子 (トラベルジャーナリスト)
永原 聰子 (Deneb 株式会社 共同創業者・代表取締役、アトリエラバズ株式会社 代表取締役)

【発行日】令和8年●月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351(代表)



国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(2.0 版)の手引き(案)

令和7年12月
環境省自然環境局国立公園課

< 目 次 >

I. 本手引きについて.....	1
1. 本手引きの概要と使い方.....	1
II. 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に関する背景等.....	2
1. 日本の国立公園の概要	2
(1) 日本の国立公園の歴史と特徴	2
(2) 日本の国立公園の保護と利用	4
2. 国立公園の利用の取組	5
(1) 国立公園満喫プロジェクトと滞在体験の魅力向上	5
(2) 日本の国立公園のブランドプロミス.....	6
3. 国立公園の宿泊施設に期待すること	7
(1) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指す姿	7
(2) 特に認可を受けている国立公園の宿舎事業者に期待すること	7
III. ガイドラインのチェック項目リストの想定する取組とチェックの考え方.....	8
1. 共通項目	8
1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保	8
1-2 地域と一体となった取組の実施	11
2. 国立公園ならではの自然風景の保全	15
2-1 国立公園の自然環境保全.....	15
3. 持続可能な国立公園づくりへの参画	18
3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり	18
3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	20
4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	37
4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	37
5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供.....	41
5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献	41
5-2 利用者への普及啓発.....	43

IV. ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集	44
1. 共通項目	45
(1) 地域と一体となったストーリーブックの作成	45
V. 用語集	46
VI. 参考資料	50
1. 宿泊施設における国際認証及びOTAの取組	50
(1) 認証制度を管理する機関	50
(2) 都市型の宿泊施設をはじめ全ての宿泊施設を対象とした認証制度	50
(3) 自然保全に特化した宿泊施設を対象とした認証制度	51
(4) 日本の宿泊施設の取組(OTAによるサステナブル認定)	51
(5) 宿泊施設だけでなく企業の環境配慮に関する認証制度	51
2. 国立公園の宿舎事業に関する取組	52
(1) 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン Ver.4	52

I. 本手引きについて

1. 本手引きの概要と使い方

本手引きは「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」を補完するものとして、以下の内容を記載しています。

- ガイドラインに関連する背景
- 参考とした国際認証基準の紹介
- ガイドラインのチェック項目に該当する取組例とチェック基準
- 取組事例集

「ガイドラインに関連する背景」では、日本の国立公園制度や近年の動向、宿泊施設に期待される役割などについて記載しており、「参考とした国際認証基準の紹介」では、国際的な動向をより深く知るために役立つ内容を記載しています。

また、「ガイドラインのチェック項目に該当する取組例とチェック基準」では、チェックリストの各項目に基づく具体的な取組例とチェックをつける際の考え方を記載していますので、チェック項目の自己評価を行う際に参照してください。

あわせて、チェック項目に関する取組を検討する参考としていただくため、「取組事例集」も掲載しています。

図表 1 手引きの使い方

No.	37	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型のものを選択している <p>※過去 1 年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は本項目についての考慮は不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドラインと同じNo.です
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水型のシャワー、トイレを導入している ● 過去 1 年以内に購入したシャワー・トイレ機器について節水型のものになつていればチェック可能(なお、過去一年以内の購入がなく節水型でない設備しかない場合でも、利用者への呼びかけにより節水に努めることが望ましい) <p>※節水型の考え方方は以下の通り</p> <p>【シャワー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「エコまち法」に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の「節水に資する水栓」に該当する水栓で、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定した水栓、または同等以上の節水性能を有する水栓が対象。 ● 対象となる水栓がエコマーク認定製品であること、またはエコマーク品同等以上の節水性能の有無は、メーカーのカタログやホームページ等で確認可能。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JIS 規格と日本レストルーム工業会による「節水型トイレ」の性能基準(洗浄水量が少ないもの)を満たした機器が対象。 ● タンク式トイレ(大便器)では洗浄水量が6.5L以下、フラッシュバルブ式(タンクレス)トイレ(大便器)で洗浄水量が8.5L以下、これらと同等以上の性能・品質の機器が該当。該当の有無はメーカーのカタログやホームページ等で確認可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドラインと同じチェック項目です ■ 各項目が考慮不要となる施設の考え方や、専門用語の説明も記載しています(内容はガイドラインと同じです)
チェックの考え方		<ul style="list-style-type: none"> ■ 各項目で想定する取組例を記載しています ■ この項目に掲載する取組に限らず、「チェックの考え方」の内容と合っていれば、チェック可能です

II. 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に関する背景等

1. 日本の国立公園の概要

(1) 日本の国立公園の歴史と特徴

日本の国立公園は日本を代表する優れた自然の風景地であり、その保護と利用の増進を図ることで、国民の保健、休養、教化に資することを目的とし、自然公園法に基づいて、環境大臣により指定されています。昭和6年(1931年)に国立公園法(現:自然公園法)が制定され、それに基づいて昭和9年(1934年)3月16日に瀬戸内海、雲仙、霧島の3カ所が日本初の国立公園に指定されました。

その後、国立公園の優れた風景の保護と適正な利用の増進のために、様々な制度や仕組みを整えながら現在に至っており、今では北は北海道から南は沖縄まで全国で35カ所の国立公園を毎年多くの人が利用しています。

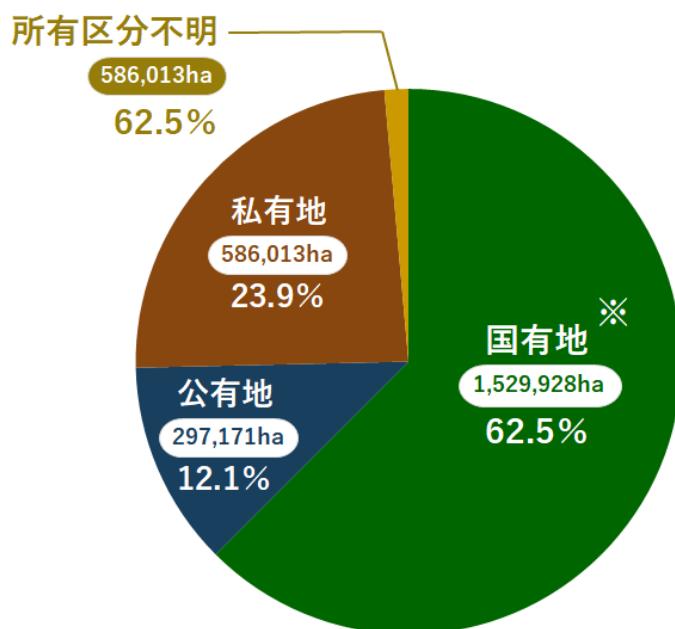
日本の国立公園の特徴は、「地域制自然公園制度」を採用していることです。アメリカやオーストラリアなどでは、国立公園の土地すべてを公園専用とする「營造物型自然公園制度」を採用していますが、我が国では古くより狭い国土に大勢の人が住み、昔から土地をさまざまな目的で管理・利用してきたため、土地の所有に関わらず国立公園の指定を行う制度になっています。

このため、国立公園には多くの私有地が含まれ、人々の生活が営まれるとともに、農林業や観光業など様々な事業活動が行われています。国立公園の管理は人々の暮らしや産業などとの調整をしながら進められており、保護の面でも利用の面でも多くの利害関係者がいることから、多様な主体が連携した「協働」による国立公園の管理・運営が重要となっています。

図表 2 日本の国立公園(一覧)



図表 3 国立公園土地所有者別面積割合(令和 7 年 3 月 31 日現在)



※国有地の大部分(99.4%)は国有林(林野庁所管)

(2) 日本の国立公園の保護と利用

国立公園は優れた自然の風景地は、日本の財産であり、一度損なわれると元に戻すことが困難であるため、できる限り自然のままの姿で後世に引き継ぐことが重要です。このため、開発などの自然の改変に繋がる行為を法律で規制し、国立公園の自然を「保護」しています。

一方で、多くの方々に国立公園の自然を広く「利用」し、大自然を楽しんでもらうことで、利用者が深い感銘と感動を得るきっかけとなることも、「保護」と同様に重要な機能として位置づけられています。

国立公園の「保護」と「利用」を適正に行うために、国立公園では、各公園ごとに「公園計画」を定めており、公園計画の中では保護と利用のそれぞれの計画が定められています。保護に関する計画では、国立公園内の規制の強弱(地種区分)などを、利用に関する計画では、公園利用のために必要な施設(公園事業)の配置などを決めており、公園事業に関する施設としては例えば、宿舎、道路、園地、野営場、休憩所などが設定されています。公園事業は国が実施するほか、自然公園法に基づき、環境大臣から認可等を受けることにより、地方公共団体や民間事業者が国に代わって実施することができます。

2. 国立公園の利用の取組

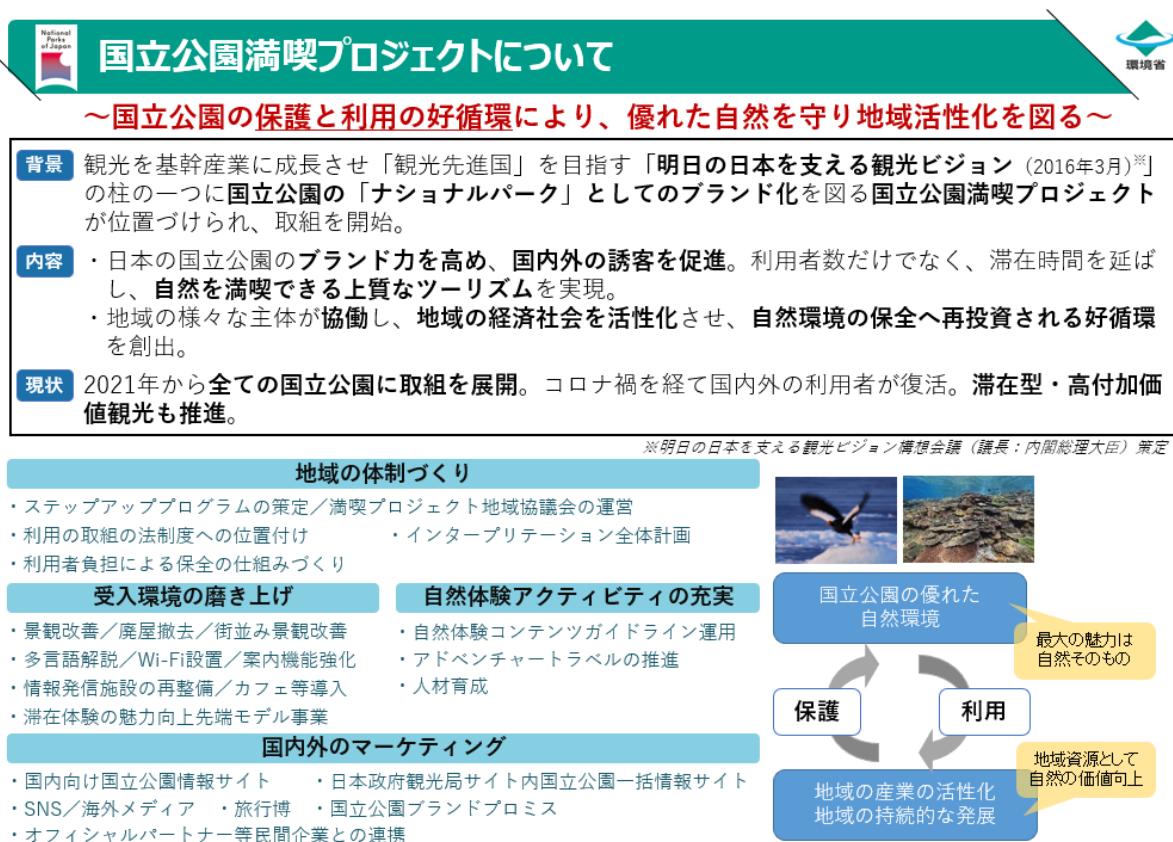
(1) 国立公園満喫プロジェクトと滞在体験の魅力向上

国立公園の優れた風景を未来に引き継いでいくため、平成28年より、その魅力・ブランド力を更に向上させ、国内外の利用者が満喫できる環境を整えることにより、地域経済を活性化させ、自然環境の保全に再投資される「保護と利用の好循環」を実現させるため、「国立公園満喫プロジェクト」の取組を進めています。

満喫プロジェクトの中では、国立公園ブランドプロミス(後述)の策定、国立公園内の廃屋撤去などによるまちなみ景観の改善、自然体験アクティビティの充実化、インターパリテーション計画の策定、各種プロモーションなどの取組を、国が主導しながら多様な主体と連携して進めてきました。

令和5年からは更なる展開として、国立公園の美しい自然での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進しています。令和5年6月には「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力度向上に向けた取組方針」を取りまとめ、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」も、この方針を踏まえた取組の一環として策定を行いました。

図表 4 国立公園満喫プロジェクトの概要



(2) 日本の国立公園のブランドプロミス

国立公園満喫プロジェクトの一環として、国立公園に関わる地域関係者の皆様と共に理解を持つて取組を進めていくため、令和5年6月に「国立公園ブランドプロミス(国立公園が来訪者・地域に約束すること)」を定めました。

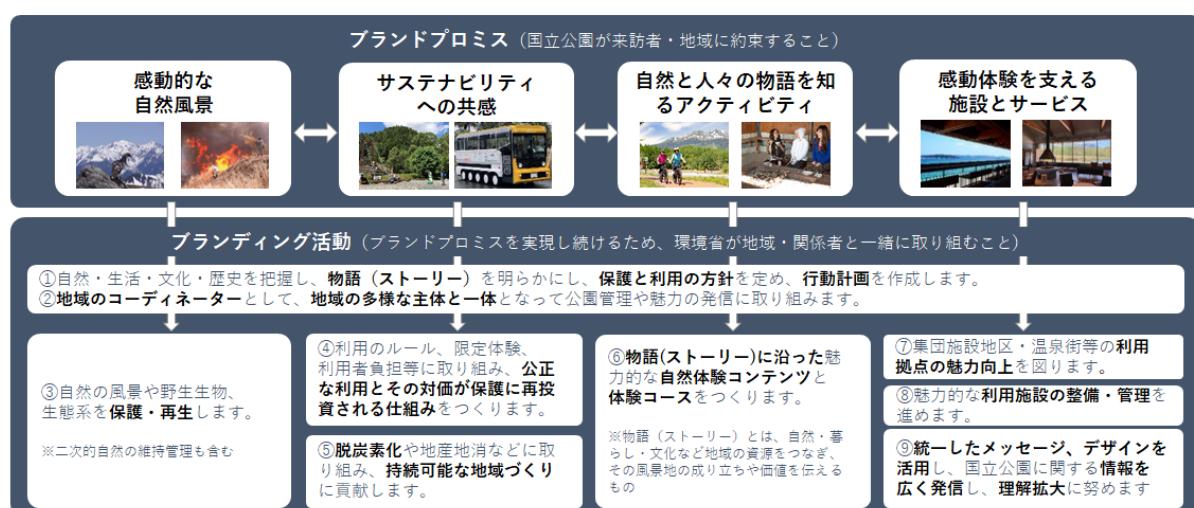
このブランドプロミスに基づき、官民協働による取組を進めることで日本の国立公園が世界からの目的地(デスティネーション)となることを目指しています。

「国立公園ならではの宿泊施設」ガイドラインでは、宿泊施設の皆様に参考としていただけるよう、この「国立公園ブランドプロミス」を踏まえ、国立公園内の宿泊施設として備えることが期待される機能を整理しています。

図表 5 国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

ブランドメッセージ その自然には、物語がある。

提供価値 多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ることで、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。



3. 国立公園の宿泊施設に期待すること

(1) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指す姿

海外の国立公園等においては、そこで滞在体験を目的に利用者が訪れるような宿泊施設がありますが、日本の国立公園においては、このような宿泊施設が十分にあるとは言えません。

一方で、国立公園内の宿泊施設は、国立公園の美しい自然の中に立地しているという点で大きなポテンシャルを有しています。その魅力を更に向上させていくためには、「国立公園ブランドプロミス」に基づき、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー¹を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の滞在体験を提供していくことが重要です。

また、昨今、脱炭素、循環型社会、自然共生などへの対応は喫緊の課題となっています。旅行者が自然環境や地域文化と深くかかわり、自己変革や学びを得るアドベンチャートラベルに対する関心の高まりもあり、貴重な自然が保全され、引き継がれてきた国立公園においては、自然環境の保全や地域・環境の持続可能性に関する特に高い意識が求められています。

さらに、利用者の意識が向上していく中で、国立公園における自然体験アクティビティへの参加のみならず、利用者自身に自然環境保全の取組に参画いただくことは、唯一無二の滞在体験となります。こうしたニーズに対応していくことは、宿泊施設としての新しい魅力の創造にも繋がると考えられます。

ガイドラインでは、上記のような観点でチェック項目を整理しており、これらの項目に沿って「国立公園ならではの宿泊施設」での滞在体験を提供していくことで、利用者を国立公園に惹きつけ、満足度を高め、滞在日数を延ばすことに繋がることが期待されます。

(2) 特に認可を受けている国立公園の宿舎事業者に期待すること

Ⅱ. 1. (2)に記載したように、国立公園においては、各公園毎の公園計画に基づき、利用のために必要な施設として、宿舎、道路、園地、野営場、休憩所などの「公園事業」の配置が決められています。公園事業は、環境大臣から認可を受けることで、地方公共団体や民間事業者が国に代わって事業の実施者（「公園事業者」）となることが可能です。

国立公園ブランドプロミスの実現に向け、特に利用を牽引する公園事業者の活躍が重要であり、このため、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づく取組についても、まずは国立公園内で「宿舎事業」を実施する事業者（宿舎事業者）が先頭に立って取組んでいくことが期待されます。

¹ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの(国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年))

III. ガイドラインのチェック項目リストの想定する取組とチェックの考え方

1. 共通項目

1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保

ガイドラインに基づく取組を行うにあたっては、内容の理解、自己評価、自己評価に基づく取組の計画検討及びその推進というサイクルを継続的に回していくことが求められます。このサイクルを回していくとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	1
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインに基づく取組について、年間で取組む内容とその目標を計画として定めている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインのチェック項目の中からその年に取組む内容を決め、定量的な目標とともに計画を定めている ● 定期的な事業計画等を策定しており、その中で本ガイドラインを踏まえた取組を、定量的な目標とともに位置付けている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 位置付けるすべての項目に対して定量的な目標がなくてもチェック可能

No.	2
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインの内容及び No.1 の計画について、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会で説明している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインの内容と年間計画として定めたガイドラインに基づく取組について、社員研修や勉強会等を定期的に実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	3
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 の計画に基づく取組について、利用者に伝え協力を依頼している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● その年の計画に盛り込んだガイドラインに基づく取組等について、ホームページ、企業パンフレット、ロビーの掲示等で利用者に伝え、取組への協力を依頼している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	4
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 の計画に盛り込んだ取組の成果を年に1度確認し、必要に応じて計画の見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 年に1回計画の成果を確認した上で、前年の成果を踏まえ、翌年の計画と目標を必要に応じて見直している ※成果の把握方法の例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画に盛り込んだ目標について、定量的なデータを取得する ➢ 計画に盛り込んだ内容について、社員・スタッフに、満足度や課題を確認する ➢ 計画に盛り込んだ内容について、利用者にアンケート調査等を実施し、満足度や指摘事項等を把握する
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	5
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 の計画そのものについて、外部へ公表している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 で定めた計画について、宿泊施設のホームページなどで公表し、外部から取組内容が分かるようにしている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	6
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 の計画の成果を定量的なデータとともに外部へ公表している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● No.1 で定めた計画だけではなく、その取組成果についても定量的なデータとともに公表し、外部から取組と成果が分かるようにしている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	7
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● No.3 の利用者へ伝える取組内容について、多言語でも実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● その年の計画に盛り込んだガイドラインに基づく取組等について、ホームページ、企業パンフレット、ロビーの掲示等で英語やその他日本語以外の言語を用いて、インバウンドの利用者にも取組への協力を依頼している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

1-2 地域と一体となった取組の実施

国立公園に立地する宿泊施設には、国立公園の滞在体験の核となることが求められます。公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	8
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化を理解し、尊重している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設の経営方針、ホームページ、パンフレット、施設内の掲示等で地域の自然、歴史、文化の理解・尊重が謳われている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊者の目に触れる形で示していなくても、宿泊施設の経営方針への位置づけやスタッフ教育等、地域の自然・歴史・文化の尊重が分かる取組を何らか実施していればチェック可能

No.	9
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域とコミュニケーションを図り、地域活動に参加するなど、関係構築に繋がる活動をしている ● 商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている ● ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	10
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化や、地域活動等の情報を宿泊施設のホームページ、パンフレット、施設内の掲示等で示している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	11
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園と地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)の関連やその魅力について、情報発信をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園の魅力やビジョン、ブランドプロミスを地域におけるストーリーと絡め、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で発信している <p> 取組事例「地域と一体となったストーリーブックの作成」(●ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設において一部、一箇所でも普及啓発を実施していればチェック可能

No.	12
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園ならではの自然の満喫方法を国立公園の魅力やストーリー等と関連させつつ、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で発信している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	13
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園の保護又は利用に関する会議体等に参画している(加盟する団体としての加入も含む) 国立公園の地域協議会に参加している 宿泊施設が立地する地域の自然保護や利活用に係る会議体(協議会や検討会等)に参画している
想定する取組	 <p>取組事例「施設開業前の地域関係者との連携強化」(●ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園の名前がついた協議会でなくとも、協議会の目的が国立公園の保護または利用に資する場合はチェック可能

No.	14
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域での育成や雇用創出、働き手の確保に努めている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域在住の住民を優先して雇用している 地域外の住民を雇用する場合は、移住支援の取組をあわせて実施している 施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域のガイド人材の雇用創出へ貢献している 地域のガイドに対する外部有識者研修等を主催し、ガイド人材の育成に寄与している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	15
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨) 地域通貨の案内と活用を促している 素泊まりオプションを提供している(泊食分離)
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	16
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特産品、食文化等を、国立公園にまつわる背景・ストーリー、生産に関わる職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● お土産コーナーやホームページ等で、国立公園にまつわる背景や生産に関わる職人の状況を説明の上、地域の特産品等を販売している ● 地元の食材を使った伝統食等を解説と共に宿泊者に提供している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	17
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインチェック項目に関連する取組を進める際に、No.9の地域内の取組以外に他地域とのネットワーク構築や連携を図り、その成果を地域に還元している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然体験活動に関する団体、自然に関する保全団体、サステナビリティに関する団体等と意見交換等を実施し、そこで得た知見等を地域へ還元している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体の活動内容がガイドラインにチェック項目に関連していればチェック可能

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

2-1 国立公園の自然環境保全

国立公園の風景を未来に引き継ぐため、国立公園に立地する宿泊施設には、自然環境保全への配慮が求められます。また、自然環境保全への配慮は、宿泊客に国立公園ならではの自然体験を提供することにも繋がります。自然環境の保全のために必要な取組について確認してください。

コア項目

No.	18
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の生き物を飼育せず、地域に根ざした生き物を飼育する場合でも、動物福祉に反する行動をとらない <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p> <p>※なお、外来種の飼育について、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合は飼育可能とします</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全に関する啓発以外の目的で「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された外来種の生物を飼育しない 啓発を目的として飼育をする場合は、逃げ出さない措置を講じる 地域に根差した生き物であっても、飼育する場合は不適切な扱いをしない
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	19
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種等を植栽・栽培しない <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとします 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	20
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物への餌付けを実施せず、また、必要以上の夜間投光(施設街灯等の照明も含む)等、野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物への餌付けを行わない 夜間消灯など野生生物に対する光害対策を実施している 夜間の屋外での音楽の音量調整等、野生生物に配慮した騒音対策を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	21
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 登山道整備、外来種駆除、清掃活動等、国立公園の自然環境保全に資する活動に参加している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 登山道整備活動に参加している 外来種の駆除活動に参加している 園地や遊歩道、海岸での清掃等、国立公園の自然環境保全に繋がる清掃活動に参加している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設自身で活動を行わなくとも、社員・スタッフが地域の自然環境保全活動に参加していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	22
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自らもしくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けてい る、又は認定申請を検討している ● 宿泊施設自らもしくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けてい る、又は認定申請を検討している
想定する取組	<p>※自然共生サイト:</p> <p>「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として 国が認定したもの(用語集に区域の具体例を記載)</p> <p>生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可 能

3. 持続可能な国立公園づくりへの参画

3-1 保護と利用の好循環の仕組みづくり

国立公園に立地する宿泊施設として、国立公園の「保護と利用の好循環」の実現に関わることが求められます。地域や宿泊客と連携して、国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	23
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている ● 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加できるアクティビティやイベントを実施、案内している
想定する取組	 <p>取組事例「『森コイン』の寄付による自然還元と地域連携の取組」(●ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社で実施していない宿泊者に対して地域関係者等が実施するアクティビティ・イベントの紹介をする等、自然環境保全に参加する機会創出を行っていればチェック可能

ステップアップ項目

No.	24
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 土産物や宿泊プラン、ガイドツアー等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を利用者にも提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● お土産等の売上の一部や、宿泊料金の一部が、国立公園の自然環境保全を行う地元団体に寄付され、寄付金が国立公園の保全活動の資金に充当されている ● その上で、利用者にもその情報を提供している <p> 取組事例「お土産の売上を自然環境保全に還元する取組」(●ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設においてなんらかの売上や寄付の一部が、国立公園の自然環境保全活動に還元されており、かつ利用者への情報提供が行われていればチェック可能

3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり

国立公園に立地する宿泊施設として、環境負荷の少ない施設運営を行い、持続可能な地域づくりへ貢献することが求められます。地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認してください。

コア項目

①地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	25
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の仕入れ先は地元生産者を優先している ● 地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において地域※産の食材を優先する考え方があり、日常的に複数品目の地域食材を提供できていればチェック可能 <p>※「地域」の定義は、都道府県単位を基本とした上で、立地や交通網などを踏まえて各宿泊施設で決定する</p>

No.	26
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の製品・商品やサービス、地域事業者によるアクティビティを優先的に調達・活用している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している ● 地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において地域※の製品・商品やサービスを優先する考え方があり、日常的に複数種の製品・サービスを地域で調達していればチェック可能 <p>※「地域」の定義は、都道府県単位を基本とした上で、立地や交通網などを踏まえて各宿泊施設で決定する</p>

②エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	27
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、ガソリン、灯油などエネルギーの使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅に増加している場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

No.	28
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 新たに機器(照明、空調機器、厨房機器等)を購入・導入する際は、統一省エネラベルのeマークが緑色である(図参照)など、エネルギー効率の高いものを選択している  <p>多段階評価点 市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。☆（星マーク）は多段階評価点に応じて表示しています。</p> <p>省エネラベル 年間消費電力量 249 kWh/年</p> <p>年間目安エネルギー料金 6,720 円 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金のことです。</p> <p>（資料）「小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）とは」（資源エネルギー庁） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/</p> <p>※過去1年以内に機器の導入を行っていない施設は、この項目は適用外です（チェック不要）</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 照明、空調、厨房機器などの導入の際に、統一省エネラベルの e マークが緑色の機器を導入している 電球等を更新する際にエコマーク商品を選択している

チェックの考え方

- 過去1年以内に購入した機器についてエネルギー効率が高い機器^{*}になつていればチェック可能

※「エネルギー効率が高い機器」の考え方

- ① 照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、テレビ、電気温水器き、ガス・石油温水機器・エアコンについては、統一省エネラベルの e マークが緑色のもの
- ② ①以外の機器のうちグリーン購入法の特定調達品目一覧に記載がある商品は、エコマーク認定を取得しているなど、グリーン購入法に適合しているもの
(エコマーク事務局 エコマーク商品検索 HP
https://www.ecomark.jp/search/green_search.php)
- ③ ①、②以外の機器については、環境ラベル等データベースに掲載されているマークが付与されているもの
(環境ラベル等データベース HP
<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/category/wrapping.html>)

※グリーン購入法の特定調達品目一覧:

グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目
具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる
(一部例外あり)

コア項目

No.	29
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 出勤時や移動時に、公共交通機関の利用や、乗合バスの運行、エコカーの利用推奨など、温室効果ガスの排出削減に繋がる移動手段を推奨している <p>※社員・スタッフ全員が泊まり込みである等、毎日の通勤時に温室効果ガスを排出しない施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 社員の出勤時や地域内の移動時に地域バス、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー等温室効果ガスの排出削減に繋がる移動手段を推奨している 社員用の乗合バスの運行を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

① 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	30
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 分類別の廃棄物の排出量(重量または袋数)を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅増加の場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていれば、必ずしも減少していくなくてもチェック可能

No.	31
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ごみを分別している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している 施設全体で、自治体の定める方法に従い分別を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 客室毎に分別していくとも、施設から収集運搬事業者に渡る際に自治体の定める方法に従った分別がされていればチェック可能

コア項目

No.	32
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てのアメニティ、使い捨て食器等の提供を減らす取組を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客に事前周知した上で、使い捨てのアメニティや食器等を提供しないか、フロント等での必要な場合のみの提供としている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てアメニティや食器等について、宿泊者への提供を必要最低限とするような取組をしていればチェック可能 ● なお、提供する場合は、リサイクル素材やリサイクルが可能な製品を使うことが望ましい

No.	33
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で使用する紙の使用量を把握し、削減に向けて見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の使用量を把握した上で、削減に向けてペーパーレス化に取組んでいる
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用量を把握し、削減に向けてペーパーレス化に取組んでいれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

No.	34
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞在中に何度も使えるボトル等を用いた給水を推奨するなど、使い捨て容器での飲料水提供を削減する取組を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞在中に何度も使えるコップやボトルなどを使い、水道やウォーターサーバー等から給水することを促している ● サービス品として客室に飲料水等を設置している場合、ビンなどのリユース可能な容器を使用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーターサーバーではなく蛇口から出る水を飲料水として推奨している場合でもチェック可能

コア項目

No.	35
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> フードロス削減の方針があり、方針に基づいて食事の提供方法の工夫等によりフードロスの削減に取組んでいる
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 朝食・夕食付プランで事前に必要な食材の量を把握している 食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法の工夫などを実施している 一次加工済の食材(肉野菜の皮むき、魚の下ろし等を地域事業者に依頼して購入)を購入している 生ごみ処理機等の導入により、廃棄される生ごみの量を削減している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

② 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源の利用量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	36
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 水の使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている <p>※湧水を利用しており使用量の把握が難しい場合は、この項目は適用外です(チェック不要)(なお、湧水であっても子メーターを設置して把握することが望ましい)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 水の使用量を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅に増加している場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

コア項目

No.	37
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型のものを選択している <p>※過去1年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 節水型のシャワー、トイレを導入している 過去1年以内に購入したシャワー・トイレ機器について節水型※のものになつていればチェック可能(なお、過去1年以内の購入がなく節水型でない設備しかない場合でも、利用者への呼びかけにより節水に努めることが望ましい) <p>※節水型の考え方は以下の通り</p> <p>【シャワー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「エコまち法」に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の“節水に資する水栓”に該当する水栓で、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定した水栓、または同等以上の節水性能を有する水栓が対象 対象となる水栓がエコマーク認定製品であること、またはエコマーク品同等以上の節水性能の有無は、メーカーのカタログやホームページ等で確認可能 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS 規格と日本レストルーム工業会による「節水型トイレ」の性能基準(洗浄水量が少ないもの)を満たした機器が対象 タンク式トイレ(大便器)では洗浄水量が6.5L以下、フラッシュバルブ式(タンクレス)トイレ(大便器)で洗浄水量が8.5L以下、これらと同等以上の性能・品質の機器が該当し、該当の有無はメーカーのカタログやホームページ等で確認可能
チェックの考え方	

コア項目

No.	38
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 連泊時の毎日の清掃を実施しないか、または希望制としている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	39
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新改増築を行う場合は、地域の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している <p>※過去1年以内に施設の新改増築を行っていない施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元産の建材を活用している ● 地域の伝統様式を踏まえた内装や家具の設置を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年以内に実施した施設の新改増築において、地元の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用していればチェック可能

No.	40
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する地域産の食材について、具体的な使用品目とその魅力を宿泊者に伝わるようにレストラン入口の掲示やメニュー表等で示している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する地域産の食材について、その魅力と産地情報をメニュー等に記載している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で扱う代表的な地域産の食材について、具体的な使用品目とその魅力を宿泊者に伝わるように示していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	41
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法に基づく調達の判断基準に適合するものや環境ラベルが付与された商品など、環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、方針に基づいた調達を日常的に5品目以上で実施している <p>※グリーン購入法の特定調達品目一覧：</p> <p>グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目</p> <p>具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる（一部例外あり）</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、かつ、以下のような取組を実施している 減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している グリーン購入法に基づく商品(FSC認証の紙や再生材を用いた文具等)、フェアトレード商品を購入している 環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択※する方針があり、かつ、日常的に5品目以上で環境に配慮した購入やサービス選択を行っていればチェック可能
チェックの考え方	<p>※「環境に配慮した購入やサービス選択」の考え方は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> ① グリーン購入法の特定調達品目一覧に記載がある商品は、エコマーク認定を取得しているなど、グリーン購入法に適合しているもの (エコマーク事務局 エコマーク商品検索 HP) https://www.ecomark.jp/search/green_search.php ② ①以外の機器については、環境ラベル等データベースに掲載されているマークが付与されているもの (環境ラベル等データベース 環境ラベルの情報を見る HP) https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/touroku.html

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	42
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 自社の温室効果ガス排出量を把握するために、GHGプロトコルに基づき排出量算定(Scope1、Scope2)を実施している <p>※GHGプロトコル：</p> <p>温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準 地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルに基づき排出量算定を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルに基づいた排出量算定について、Scope1、Scope2を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	43
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> カーボン・クレジット(地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたもの)の購入により、カーボン・オフセットに取組んでいる <p>※カーボン・クレジット:</p> <p>バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの</p> <p>※カーボン・オフセット:</p> <p>日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたカーボン・クレジットを選択し、購入している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営においてカーボン・クレジットの購入を実施していればチェック可能 なお、購入するカーボン・クレジットは、地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたものである必要がある

ステップアップ項目

No.	44
チェック項目	<p>施設内で再生可能エネルギーによる発電を行っているもしくは、施設で使用する電力に再生可能エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している</p> <p>※電力インフラが届いていない場所に位置する施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来の電力を購入しており、施設内でその使用割合を把握している ● 施設で使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーなどを使用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で使用する電力の一部でも再生可能エネルギー由来の電力(施設内で発電したものも含む)を用いており、その使用割合を把握していればチェック可能

No.	45
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 温泉を利用している施設において、温泉熱の有効活用により、エネルギー消費量の削減に取り組んでいる <p>※温泉を利用していない施設については、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	ヒートポンプ、熱交換器システムの導入など、温泉熱の有効活用を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能 ● なお、導入にあたっては「温泉熱有効活用に関するガイドライン【改訂版】」(環境省自然環境局 平成7年3月)の参照が望ましい。

ステップアップ項目

No.	46
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車が充電できる体制を整えている <p>※電力インフラが届いていない場所や、電気自動車での立ち入りが困難な場所に位置する施設は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車の充電スタンドを設けている ● 近隣の利用可能な充電スタンドを案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において充電スタンドを設置している、または近隣で宿泊者が利用可能な充電スタンドが案内できればチェック可能

No.	47
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全管理や施設管理上必要な箇所以外の外構や共用部、従業員スペースについて、人感センサーやタイマー等を活用し、エネルギー消費量の削減に繋がる電源管理をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 外構や共用部、従業員スペースにおいて、人感センサーやタイマーを用いた電源管理をしている ● 電源のつけっぱなしがないかの見回り確認についてマニュアル化されており、決まった時刻等で恒常に実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● センサーやタイマーの利用、定時での見回りなど、恒常にエネルギー量の削減を行うことのできる取組を実施していればチェック可能(気づいた際の消灯のみなど、恒常的でないものは不可)

No.	48
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 客室において、カードキーや人感センサーを活用し、外出時等不要な際には電源が切れる電源管理をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 客室において、カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	49
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 施設の新增築を行う場合は、環境に配慮した施設設計としている <p>※既存施設の増築で対応が難しい場合は、この項目は適用外です（チェック不要）</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 新築時、増築時に国が推奨する検討ステップを踏まえてZEB ready 以上の性能を有した施設となっている LEED 認証の取得を進めている 「想定する取組」に掲げる各種認証等を受けていればチェック可能
チェックの考え方	<p>※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：</p> <p>50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、40%(建築物の種類によっては 30%)以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万m²以上のものを④ZEB Oriented と定義している。</p>

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	50
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ゼロ・ウェイストを目指す方針があり、方針に基づいて廃棄物の削減やリサイクルの促進に取組んでいる <p>※ゼロ・ウェイスト： 資源の浪費をなくし、焼却や埋立にいたる廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方 リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそも消費を減らす考え方も含まれる</p>
想定する取組	 取組事例「黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト」(●ページ)を参考にしてください。  取組事例「ホテルの生ごみを堆肥として再資源化する『環パンプロジェクト』」(●ページ)を参考にしてください。
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ゼロ・ウェイストを目指すためのルールや方針を設定した上で、以下のような取組を実施している <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を削減するため、調達量をできるだけ削減している 再資源化可能な製品の調達を優先している コンポスト容器、たい肥化装置の導入、地域の関係者(事業者や農家等)と連携した食品残さのリサイクルに取組んでいる 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水環境の保全等に必要な取組を確認してください。

No.	51
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも共用部(キッチン等従業員用の箇所を含む)において、環境配慮型の洗剤やバス用品を使用している <p>※洗剤やバス用品の使用が一切ない場合は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型の食器用洗剤を使っている 自社で洗濯を行う場合は、環境配慮型の洗濯洗剤を使っている 共用の浴場で使うシャンプーやボディーソープ等について、環境配慮型の商品を利用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 共用部(キッチン等従業員用の共用部含む)において対策を行っていればチェック可能 <p>※「環境配慮型」とは、天然由来の成分を用いる等の配慮を行っているものを指す ※なお、国際的なエコラベル等が付されている商品もあり、適宜選択することが望ましい</p>

ステップアップ項目

No.	52
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 温泉資源の持続的利用のため、施設で使用する温泉の状態を定期的に把握している <p>※温泉資源を利用していない施設については、この項目は適用外です (チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設で使用する温泉の定期的なモニタリングを行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 源泉を所有・利用する施設については、源泉の温度・湧出量・水位のうち可能なものの 1 つ以上について定期的にモニタリングを実施していればチェック可能 配湯事業者等から温泉の供給を受ける施設については、施設全体での使用量について定期的にモニタリングを実施している場合にチェック可能 なお、源泉のモニタリング方法については「温泉モニタリングマニュアル」(環境省自然環境局 平成 27 年 3 月)の参照が望ましい

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

国立公園に立地する宿泊施設には、利用者に国立公園ならではの体験を提供する役割が求められます。宿泊客が国立公園ならではの体験ができるアクティビティへ接続できるよう、施設独自、または、地域と連携した取組を確認してください。

コア項目

No.	53
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客に自然体験アクティビティを紹介する際は、環境省の「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしたアクティビティを優先している <p>※国立公園における自然体験アクティビティガイドライン: 手引き●ページ参照</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設で取扱うアクティビティについて「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たしているアクティビティを優先的に案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たすアクティビティが一部でもあり、そのアクティビティを優先的に案内していればチェック可能 なお、取扱うアクティビティはすべてアクティビティガイドラインを満たしていることが望ましい

No.	54
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客に自然体験以外のアクティビティを紹介する際は、地域の資源を適正に利用するガイドツアーや伝統文化・食に関する体験を優先している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等を案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	55
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域もしくは宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む地域のストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)や望まれる体験等を整理したもの(インターパリテーション計画等)が作成されており、紹介するアクティビティ(コア項目を満たすもの)と、地域のストーリーや望まれる体験が連動している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で作成されているインターパリテーション計画に沿ったアクティビティを案内している ● 宿泊施設自身でストーリーや望まれる体験等を整理し、その内容に沿ったアクティビティを案内している <p> 取組事例「地域のストーリーを伝えるツール開発」(●ページ)を参考にしてください。 CASE STUDY</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	56
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の事業者、観光協会等の団体による、コア項目を満たすアクティビティの開発・提供に参加している ● 宿泊施設が主体となってコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している <p> 取組事例「国立公園の価値を伝えるためのアクティビティ磨き上げと自然還元の仕組みづくり」(●ページ)を参考にしてください。 CASE STUDY</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	57
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設のスタッフが国立公園の要素を含む簡易的なガイドが実施出来るような取組を実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員研修等の一環としてガイド事業者等による研修や、資料を用いての勉強会を実施している ● 地域のガイド認証制度に参画している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	58
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設内で、スタッフ等による国立公園の要素を含むガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設内で、スタッフ等による国立公園に関するガイダンスを毎日、または宿泊者の希望に応じて実施している ● 宿泊施設内で、国立公園の要素を含む紹介動画を恒常に放映している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 別途のガイダンス時間を設けていなくとも、チェックイン時に詳細なガイダンスを行う、紹介動画の案内・放映を行う等の取組を実施していればチェック可能

No.	59
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティの参加申込を受け付けている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ付きの宿泊プランを用意している ● 予約時や宿泊施設のフロント等でアクティビティ予約を受け付ている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	60
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティを紹介する場合において、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ申し込み受付時に安全上の留意点・事前準備の案内を行っている ● アクティビティの留意点について共用部の動画放映などで幅広く周知している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ事業者からだけではなく、宿泊施設での申し込み受け付け時に留意事項や事前準備の伝達ができていればチェック可能

No.	61
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常立ち入れない場所や時間のガイドツアーなど、高付加価値化されたアクティビティ(コア項目を満たすもの)を取扱っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献

宿泊施設をはじめとする国立公園内事業者の皆様には、国立公園利用者にとって魅力的な施設であること、自身が位置する利用拠点の魅力向上と共に取組むことが求められます。国立公園ならではの魅力的な施設づくりや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	62
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド旅行者向けに多言語で施設概要や国立公園概要、アクティビティ概要等の情報提供を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アメニティへの配慮について、多言語での発信を行っている ● アクティビティの案内について、多言語で実施している ● No. 64に示す国立公園に関する普及啓発について、多言語で実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	63
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域統一のルールや、自社で策定したルールに則って外観の修景や整理を行うなど、国立公園内の景観を向上させる取組を自然公園法の規制に上乗せして実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園法の遵守に追加して、地域で策定された景観ガイドラインや計画に則って景観改善を図っている ● 自然公園法の遵守に追加して、自社でルール(屋外設備の目隠しや、屋外への物の残置を避けるなど)を策定し、景観を向上させる取組を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	64
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・東屋・トイレ・登山道や遊歩道・園地等)を整備している、または整備に関わっている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、またはその整備に関わっている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 自社の敷地内における整備であっても、国立公園利用者が広く利用する施設であればチェック可能

No.	65
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、または維持管理に関わっている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、または維持管理に関わっている <p> 取組事例「尾瀬ファンのボランティアと連携した木道補修の取組」(●ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 自社の敷地内における維持管理であっても、国立公園利用者が広く利用する施設であればチェック可能

5-2 利用者への普及啓発

国立公園内に位置する宿泊施設には、宿泊客を始めとする国立公園利用者に対し、国立公園に関する普及啓発の役割を担うことが期待されます。利用者への普及啓発に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	66
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園名や特徴等の国立公園の基礎的な情報や、国立公園のルールやマナーに関する情報を普及啓発している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地する国立公園名、区域、特徴等の基本的な情報を宿泊施設のロビーやホームページ、パンフレット等で案内している ● 国立公園のルールやマナーに関する情報を宿泊施設のロビーやホームページ、パンフレット等で案内している ● 携帯トイレの販売等、利用者の国立公園マナー遵守に繋がる取組を宿泊施設で実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	67
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、屋外の共用スペース・標識における国立公園名の表示を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園マーク・統一フォント等を活用している ● 屋外の共用スペース・標識で国立公園名を表示している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	68
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客以外にも国立公園に関する情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ロビーの一部(書棚等含む)を国立公園の紹介コーナーとして開放している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

IV. ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集

ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集を整理しました。これらの取組は、地域の自然や営み、歴史や文化などを背景に各施設が取組んでいるものです。施設だけの取組もあれば、地域と一体となった取組も紹介しています。

国立公園内の宿泊施設や地域の先進的な取組として、皆様の取組の参考にしてください。

1. 共通項目

- (1) 地域一体となったストーリブックの作成と活用
(ホテルジャパン志賀／上信越高原国立公園)
- (2) 施設開業前の地域関係者との連携強化
(らうす餐荘²／知床国立公園)

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

—

3. 持続可能性な国立公園づくりへの参画

- (1)『森コイン』の寄付による自然還元と地域連携の取組
(水際のロッジ・CampUs／足摺宇和海国立公園)
- (2)お土産の売上を自然環境保全に還元する取組
(五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘／上信越高原国立公園)
- (3)黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト
(黒川温泉観光旅館協同組合／阿蘇くじゅう国立公園)
- (4)ホテルから出た生ごみを堆肥として再資源化する『環パイン プロジェクト』
(星野リゾート西表島ホテル／西表石垣国立公園)

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

- (1)地域のストーリーを伝えるツール開発
(水際のロッジ・CampUs／足摺宇和海国立公園)
- (2)国立公園の価値を伝えるためのアクティビティ磨き上げと自然還元の仕組みづくり
(第一滝本館／支笏洞爺国立公園)

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

- (1)尾瀬ファンのボランティアと連携した木道補修の取組
(尾瀬小屋／尾瀬国立公園)

² 令和8年夏季開業予定

1. 共通項目

(1) 地域と一体となったストーリーブックの作成

宿泊施設 ホテルジャパン志賀(上信越高原国立公園)

No.11

■取組の背景

■取組内容

取組事例集の掲載イメージ

■取組のポイント

V. 用語集

用語	解説
アドベンチャートラベル	<ul style="list-style-type: none"> 「自然とのふれあい」、「文化交流」、「身体的活動(フィジカルなアクティビティ)」の3つの要素を中心に据えた旅行形態。 単なるレジャーや観光にとどまらず、旅行者が自然環境や地域文化と深く関わり、自己変革や学びを得ることが目的。
ネイチャーポジティブ	<ul style="list-style-type: none"> 日本語訳で「自然再興」。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことがネイチャーポジティブの趣旨。国内では、令和5年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。具体的には、陸域、海域それぞれの30%を健全な生態系として保全する(30by30)目標が掲げられている。
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 単に富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供するのではなく、次の①及び②を付加価値として高めること。自然アクティビティの高付加価値化にあたっては、コンテンツ造成、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の3つの観点から高付加価値化を目指すことが重要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランسفォーメーション)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンシビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 </div>

用語	解説
自然共生サイト	<ul style="list-style-type: none"> 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの。 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す(具体例は以下の通り)。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原 等</p>
グリーン購入法の特定調達品目一覧	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目。具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)。
環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスがどのように環境負荷低減につながるかを教えてくれるマークや目印のこと。
GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。

用語	解説
カーボン・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボン・オフセット	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
ゼロ・ウェイスト	<ul style="list-style-type: none"> 資源の浪費をなくし、焼却や埋立にいたる廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方。リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそも消費を減らす考え方も含まれる。
FSC認証	<ul style="list-style-type: none"> Forest Stewardship Council の略。環境、社会、経済の便益に適い、きちんと管理された森林から生産された林産物や、その他のリスクの低い林産物を使用した製品を目に見える形で消費者に届ける仕組み。
ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、40%(建築物の種類によっては 30%)以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万m²以上のものを④ZEB Oriented と定義している。
LEED	<ul style="list-style-type: none"> LEED は、Leadership in Energy and Environmental Design の頭文字。環境配慮された優れた建築物を作るため先導的な取組みを評価するグリーンビルディングの国際的な認証プログラム(環境性能評価認証システム)。
インタープリテーション 計画	<ul style="list-style-type: none"> 「その場所らしさ、ならではの価値」の探求を基礎とした、「来訪者の体験」の提案と「ストーリー」の共有を軸とする、その地域(又は施設)と来訪者との間のコミュニケーションの在り方を誰にでも分かりやすく可視化したもの。

用語	解説
国立公園統一マーク	<ul style="list-style-type: none">環境省が作成した国立公園の統一マーク。「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、日本の国立公園の価値や魅力を地域の人々を含む関係者と改めて見直し、国内外に向けて「訪れる価値のある魅力的な場所」としてブランディングしていくことを目的に平成29年に作成された。なお、使用する場合は国立公園統一マーク使用規定(以下 URL)を確認すること。 https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/mark_agreement.pdf 

VI. 参考資料

1. 宿泊施設における国際認証及びOTAの取組

ここでは、このガイドラインのチェック項目のうち、環境保護、文化継承、地域社会への配慮、持続可能な運営など、ESG(環境・社会・ガバナンス)や SDGs(持続可能な開発目標)に関する取組に関連して参考となる、宿泊施設の国際的な認証制度の例を紹介します。

(1) 認証制度を管理する機関

① GSTC(Global Sustainable Tourism Council)

- 持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)のための国際的な基準を策定・管理している国際非営利団体
 - GSTCのHP
<https://www.gstc.org/>

② TSCA(Tourism Sustainability Certifications Alliance)

- 観光産業における持続可能な運営を評価し、国際的な基準に適合した企業や観光地に与えられる認証制度を運用している認証機関の組合
 - TSCA の HP
<https://tourismsustainability.org/>

(2) 都市型の宿泊施設をはじめ全ての宿泊施設を対象とした認証制度

① Green Key

- デンマークの環境教育財団(FEE)が運営する、宿泊施設などの持続可能な環境運営を評価し認証する国際的なエコラベル
 - Green Key のHP
<https://greenkeyglobal.com/>
 - 日本における認証団体のHP(一般社団法人 JARTA)
<https://jarta.org/greenkey/>

② Sakura Quality An ESG Practice」(サクラクオリティグリーン)

- 米国 GSTC(The Global Sustainable Tourism Council、持続可能な国際基準を策定・管理している団体)にその基準が承認された、宿泊施設向け日本発のESG認証
 - Sakura Quality An ESG Practice」(サクラクオリティグリーン)のHP
<https://www.sakurastay.com/>

(3) 自然保全に特化した宿泊施設を対象とした認証制度

① ASEAN Ecotourism Standard for Activities, Facilities, Services

- 持続可能性の実現に取組む観光企業のためのトレーニング、マネジメント、認証制度を提供する機関
 - ASEAN Ecotourism Standard for Activities, Facilities, Services のHP
https://asianecotourismstandards.com/index_new.php?menu=home_aen&lang=en

② Asian Ecotourism Network

- 工コを実践し運用改善をしている観光地、宿、交通機関、ツアーオペレーターを認知し、訪日観光客にも情報提供をして行く団体
 - Asian Ecotourism Network の HP
https://asianecotourismstandards.com/index_new.php?menu=home_aen&lang=en

(4) 日本の宿泊施設の取組(OTAによるサステナブル認定)

① Google

- 「工コ認定ホテル」の登録資料
 - ホテルのサステナビリティに関する説明
<https://support.google.com/travel/answer/10976106?hl=ja>
 - 工コ認定に関する基準と問合せ窓口
<https://travalyst.org/>

② Booking.com

- 「サステナブル・トラベル」プログラムへの登録
 - Booking.com HP
<https://news.booking.com/ja>

③ 楽天トラベル

- 「サステナブルトラベルバッジ」の表示
 - サステナブルトラベルバッジの説明
<https://travel.rakuten.co.jp/special/sustainability/hotels/>

(5) 宿泊施設だけでなく企業の環境配慮に関する認証制度

① B Corp

- 米国の非営利団体B Labが運営する社会や環境への配慮に関する厳格な基準を満たした企業に与えられる国際的な認証制度
 - 非営利団体B LabのHP
<https://www.bcorporation.net/en-us/>

2. 国立公園の宿舎事業に関する取組

(1) 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドライン Ver.4

■ガイドラインの概要

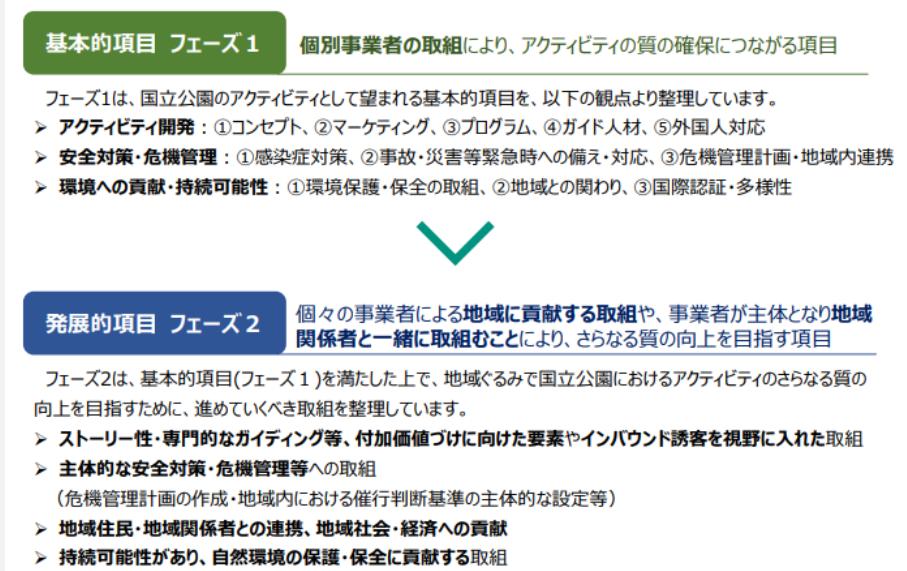
環境省では全国の国立公園で提供される様々なアクティビティについて、アクティビティを提供する事業者自らが「アクティビティ造成」、「安全対策・危機管理」、「環境への貢献・持続可能性」の3つの観点から、その質を確認することができるガイドラインを作成しました。

自然資源を活用した付加価値の高いアクティビティづくりは、旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やアクティビティ単価の向上に寄与します。また、多くの地域プレーヤーの方々と交流することで、地域の自然環境や地域の人々にもメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれつづける地域づくりにもつながります。より質の高い国立公園ならではのアクティビティの提供が進むように作成したガイドラインです。詳細は以下のURLよりご確認いただけます。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

■ガイドラインの構成

個別事業者の取組が中心となる基本的項目(フェーズ1)と、地域に貢献する取組や、地域関係者との連携を意識した発展的項目(フェーズ2)の2段階で構成されています。



■ガイドラインの活用について

国立公園において自然体験アクティビティを提供している事業者の皆様に向け、国立公園が訪問目的となるアクティビティづくりやアクティビティの高付加価値化において重要なポイントを、セルフチェックできるように整理したものです。

- ①ガイドラインの各項目についてセルフチェックし、足りていないと思われる点を把握、改善を図ることで、アクティビティの質の向上につなげます。
- ②旅行者に選ばれる観光地域づくりに向け、行政や地域の観光推進組織や環境省地方環境事務所など地域関係者とのコミュニケーションツールとして活用いただけます。地域や事業の特性に応じて、追加が必要な項目などは適宜追加してご活用ください。

【発行日】令和8年●月

【発注者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351(代表)

国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(1.0版)

※本ガイドラインは今後の試行的取組の結果を踏まえ、改訂する予定としています。

令和6年10月
環境省自然環境局国立公園課

< 目 次 >

I. ガイドライン策定の経緯	1
1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－	1
2. ガイドライン策定の目的.....	5
3. ガイドラインに位置づける機能・役割.....	5
4. ガイドラインの運用 一連携方策の実施－	7
II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割.....	8
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割.....	8
2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能.....	16
3. 取組の実効性の確保.....	23
III. 備考	24
1. 用語解説.....	24
2. 問合せ先一覧.....	26

I. ガイドライン策定の経緯

1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－

(1) 国立公園の宿舎事業

国立公園は、我が国を代表する傑出した自然の風景地として指定される地域であり、現在、35箇所が指定されています。日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、指定地域の貴重な自然を守りつつ楽しむ利用環境を整備するためには、国立公園事業の取組を、環境省だけでなく地方自治体や民間事業者など、地域の多様な関係者との「協働」のもとで実施していくことが非常に重要です。

特に国立公園事業の中でも、滞在体験の核となる宿舎事業に関しては、歴史ある宿泊施設が、伝統と自然を守りながら、国立公園における滞在体験の魅力向上に貢献してきた事例が各地にあります。一方で、国立公園の利用者数は、1960年代以降に急速に伸び、1991年の4.15億人をピークに漸減していますが、利用者数が伸びた時代に急増した宿泊施設が、その後衰退し、残された廃屋が課題となっている地域も多くあります。

現在、コロナ禍による落ち込みを経て、インバウンドも含めた利用者数の回復が見られ、宿泊施設の開発需要も増えつつあります。宿舎事業者には、短期的な視点での開発によって廃屋を生み出すなどの悪影響をもたらさないよう、国立公園の理念に基づいた、持続可能な経営が求められます。

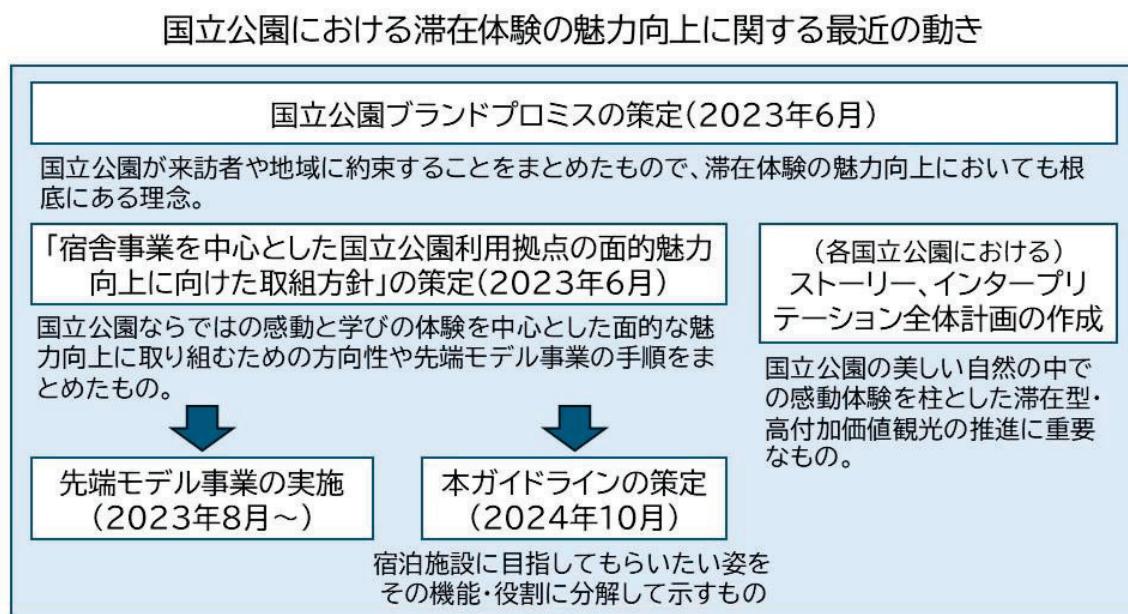
(2) 国立公園における滞在体験の魅力向上

環境省では、2016年より、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを主旨とする「国立公園満喫プロジェクト」を推進しています。2023年には、国立公園が来訪者や地域に約束することとして、「国立公園のブランドプロミス」をまとめ(図1)、現在はこの「プロミス」に沿って、地域資源の新しい魅力・価値を創出し、地域の活性化につなげていくため、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫できるような滞在を増やす「滞在体験の魅力向上」に重点的に取り組んでいます。

最近の主な動きについては、図2の通りです。



図1. 国立公園のブランドプロミス



観光立国推進基本計画(2023年3月31日閣議決定)への位置づけ

国立公園は地方の自然豊かな地域で、貴重な観光資源となり、国立公園における滞在体験の魅力向上が地方誘客促進にも大きく貢献することから、「国立公園の魅力向上とブランド化」も同計画に位置づけられた。

図2. 国立公園における滞在体験の魅力向上に関する最近の動き

(3) 保護と利用の好循環

自然環境は、地域の生活・文化・歴史の基盤であり、貴重な自然環境が保全されてきた国立公園は、我が国の重要な自然資本です。国立公園内で行われる事業は、その自然資本を元に行われるものであり、自然環境が損なわれれば、事業そのものが成り立たなくなるだけでなく、地域全体の持続性を損なうおそれがあります。一方で、自然環境の保全に対しては、シカによる生態系被害の深刻化や、登山道周辺環境の荒廃、豪雨災害の頻発化による損失といった厳しい現状があり、その対策には、財源・労力両面の確保が必要不可欠です。

その点で、利用者との重要な接点になり得る宿舎事業者には、利用者に「自然環境は利用を支える基盤であり、国立公園は我が国の重要な自然資本である」という意識を持ってもらうための普及啓発や、宿泊利用者等の活動の一部が、国立公園の自然環境の保全に繋がるような、「保護と利用の好循環」の仕組み構築への関わりも期待しています。

昨今、脱炭素、循環型社会、自然共生などへの対応は喫緊の課題となっており、「ネイチャーポジティブ」という考え方も示されているところです。また、アドベンチャーツーリズムに対する関心の高まりもあり、貴重な自然が保全され、引き継がれてきた国立公園においては、自然環境の保全に関する特に高い意識と、環境負荷の総量を削減していく配慮が求められています。利用者のサステナビリティへの意識が向上しつつある中で、これらのニーズにもしっかりと対応することは、新しい魅力の創造にもつながります。宿舎事業が国立公園管理や「保護と利用の好循環」に携わっていくことが、宿舎事業を含む各地域にとってのブランドイメージ向上につながるよう、環境省としても積極的にその仕組みづくりに努めていきたいと考えています。

(4) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿

2023年に策定した「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力度向上に向けた取組方針」において定義されている、宿泊体験を核とした利用の高付加価値化に向けて、「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」として満たすべき条件を踏まえ、本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿を、図3の通り整理しました。

国立公園の宿泊施設は、素晴らしい景観の中に位置し、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー※を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の感動や体験ができるポテンシャルを有しています。海外の国立公園等においては、そこで滞在を中心とする唯一無二の体験を目的に利用者が訪れるような宿泊施設があります。一方で、日本の国立公園においては、個別の取組において素晴らしい事例が多くあるものの、宿泊施設を拠点とした環境配慮、地域貢献、自然保護、感動体験の提供等の推進は十分にされてきません。

こういった宿泊施設の存在は、国立公園の利用・滞在の魅力度向上の鍵となることから、国立公園の宿舎事業者にも本ガイドラインで示す「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿の実現に向けて一緒に取り組んでいただきたいと考えています。

※ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの
(国立公園のブランドプロミスとプランディング活動(2023年))

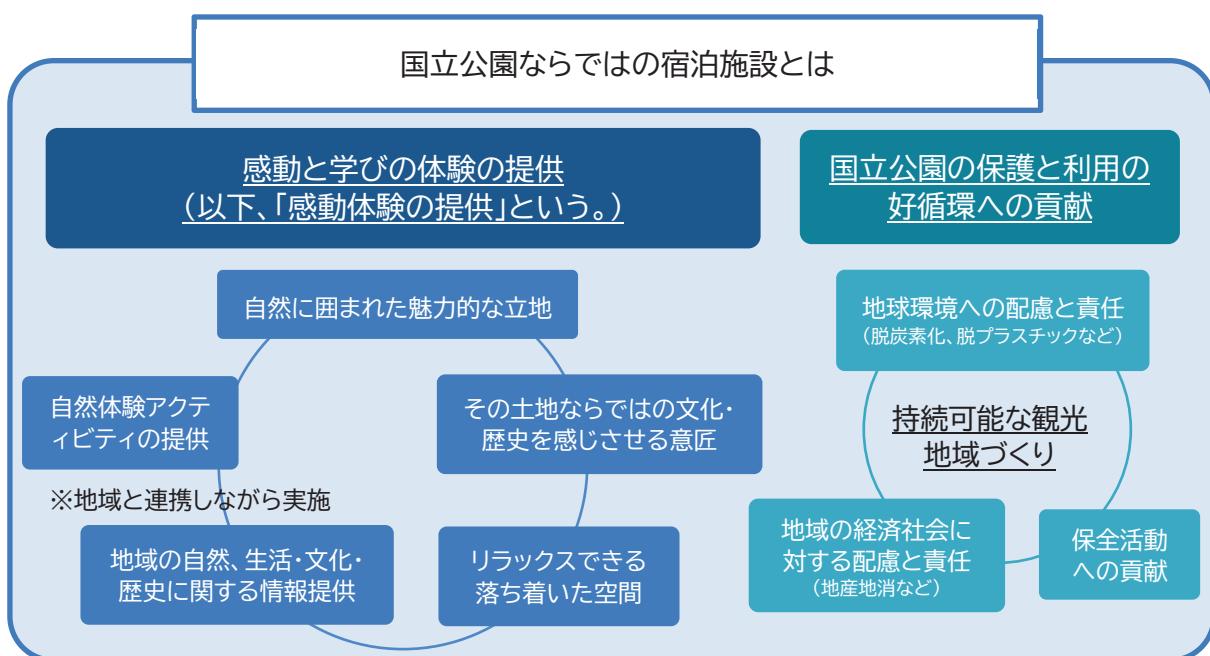


図3 本ガイドラインにおいて「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿
(本ガイドラインでは、本図全てを満たす宿泊施設を「理想像」としている。)

2. ガイドライン策定の目的

1(4)の「国立公園ならではの宿泊施設」を増やしていくために、「全ての国立公園の宿舎事業者にお願いしたいこと(=コア項目)」「理想像を目指すために満たしてもらいたいこと(=ステップアップ項目)」を、ガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することで、まずは環境省と全ての宿舎事業者が共通認識を持つことを目指します。

その上で、全ての宿舎事業者がコア項目を達成できるよう推進していくとともに、先進的な取組を行う事業者が、「理想像」を実現することで高付加価値な滞在体験が提供できるよう、宿舎事業者と環境省が協働で取り組みを行っていきます。この取組においてもガイドラインを指針としていきます。

3. ガイドラインに位置づける機能・役割

「国立公園ならでの宿泊施設」として有してほしい機能・役割は、表1のとおり大きく3つ、細かく分けて5つあります。また、各機能・役割に設定する詳細な項目については、表2のとおり「を目指す水準」に応じて、大きく2つに分けて設定しています。なお、これらの項目は各国際認証基準に盛り込まれている項目を考慮して作成したものです。

表1. ガイドラインに位置づける機能・役割とその趣旨

機能・役割の項目		設定した趣旨
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割	1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1)環境負荷の総量削減に係る取組の実施	国立公園は我が国の貴重な自然資本です。自然資本を維持し、国立公園としての価値を提供し続けるために、事業継続の基盤となる、地球・社会環境への配慮を項目として設定しました。また、文化等の地域資源維持や、地域住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献も重要です。これらに係る取組を位置づけました。
	1-2. 地域社会への貢献 (1)地域への理解と、取組への参画 (2)地域社会の経済循環への貢献	
2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割	2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1)利用者への普及啓発 (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理	国立公園における感動体験の提供を持続可能に行うためには、滞在拠点となる宿泊施設が「感動体験の提供」に関わること、そして感動体験を支える基盤である「自然環境の保全」にも参画し、利用者にその重要性を普及啓発することが期待されています。これらに係る取組を位置づけました。
	2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1)取扱うアクティビティ (2)利用者への情報発信 (3)アクティビティへの参加申込 (4)アクティビティの開発・実施 (5)ガイド人材の育成	

3. 取組の実効性の確保	1.、2. の取組の実効性を高め、持続させるために有効な取組を位置づけました。
--------------	---

表2. 各機能・役割の詳細項目の区分

目指す水準	趣旨
コア項目	<p>「国立公園に立地する宿泊施設」として全ての宿舎事業者の達成を推進する項目。</p> <p>国立公園の貴重な自然に負荷をかけないための基本的な取組や、経営規模や立地条件によらず、取り組み可能と思われる内容を設定。</p>
ステップアップ項目	<p>「理想像」を目指すために、少しでも多く実施されていることが望ましい項目。</p> <p>本項目を満たす宿泊施設を拠点として、より高付加価値な滞在体験の提供につながる内容を設定。</p>

4. ガイドラインの運用 –連携方策の実施–

「国立公園ならではの宿泊施設」の実現に向けて、ガイドラインで考え方を示すことに加え、図4に示すとおり、ガイドラインを道しるべに、連携方策の実施やガイドラインの運用拡大に、段階的に取り組んでいきます。

具体的には、まずは「理想像」を目指す宿舎事業者と協働した取組を行います。これは、「ステップアップ項目」を具現化する取組を推進し、その周知を行うことで、よりよい宿泊施設のあり方と、宿泊施設を滞在拠点とした魅力的な国立公園の楽しみ方を示し、「理想像」に向けた取組のモデルを示すことが目的です。また、本ガイドラインの内容についても、試行的取組の中で事業者と環境省とともに検証し、よりよいものになるよう更新していく予定です。

その後は、「理想像」を目指す取組を拡大していくとともに、「コア項目」も含めて、ガイドラインの幅広い活用を促すことで、関わる宿舎事業者を徐々に増やしていくという好サイクルを作っていくと考えています。そのためには、宿泊事業者のみならず、連携事業者、来訪者、地域からの広い参画も必要となるため、その推進についても記載しています。

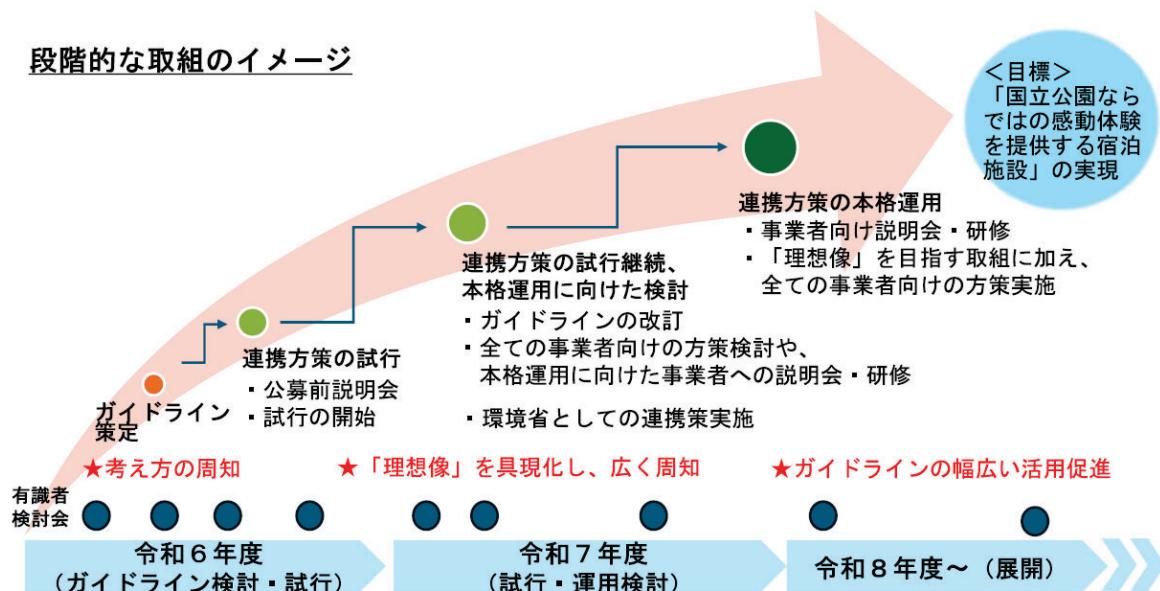


図4. 段階的な取組のイメージ

II. 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割

1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<基本理念>

脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現は、社会全体としての重要なテーマです。貴重な自然環境が保全されてきた国立公園においては、特にしっかりとした環境対策が必要であり、滞在拠点となる宿泊施設にも、環境負荷の総量削減に積極的に取り組み、国立公園を含む社会全体の持続可能な発展に貢献する役割を果たすことが期待されています。

ここでは、そうした環境負荷の総量削減につながる具体的な項目を、エネルギー、廃棄物、水資源、調達、生物多様性の観点に分けて設けています。また、こういった取組を宿泊客に理解し、協力してもらうことも大切であるため、周知の取組についても項目を設けています。

近年、地球環境・社会環境に配慮した取組は、旅行者にとっても、旅行先や旅行商品を選ぶ際の重要な要素になりつつあります。サステナビリティへの関心が高まっていく今後において、このような取組を積極的に進め、それを積極的に発信することで、選ばれる宿泊施設、地域であり続けることができると考えています。

国立公園の理念に基づき質の高い環境配慮を行っていることを対外的に証明することは、宿泊施設の付加価値に繋がります。本ガイドラインは宿泊施設の責任ある取組を支え、それを対外的にも発信するものです。

(1) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<コア項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	<input type="checkbox"/> エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) <input type="checkbox"/> エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED 照明、高効率な空調や厨房機器(冷蔵・冷凍庫、食洗器など)を導入している) <input type="checkbox"/> 出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している (例:地域バスの利用、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー利用、社員用の乗合バスの運行を行っている)
廃棄物	<input type="checkbox"/> 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分類別の廃棄物の排出量(重量もしくは袋数)を月単位で確認し前年同期と比較している) <input type="checkbox"/> ごみを分別している (例:ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している) <input type="checkbox"/> 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹼等)を提供していない (例:ディスペンサーで提供し、個包装製品の削減に努めている) <input type="checkbox"/> アメニティに関する配慮を行っている (例:フロントで必要数のみ提供、リサイクル素材への切替、廃止等) <input type="checkbox"/> 使い捨て食器に関する配慮を行っている (例:使い捨て食器を使用しない、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している) <input type="checkbox"/> 施設で使用する紙を削減している (例:紙の使用量の把握やペーパーレス化)
水資源	<input type="checkbox"/> 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) <input type="checkbox"/> 施設内のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入) <input type="checkbox"/> 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラー・ウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている <input type="checkbox"/> 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している <input type="checkbox"/> 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している)

チェック項目	
生物多様性への配慮	<input type="checkbox"/> 外来種の生き物を飼育せず(ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない)、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない (例:外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない)
	<input type="checkbox"/> 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない
	<input type="checkbox"/> 野生生物に悪影響を及ぼすような行動をとらない (例:利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない、公害対策の実施)
周知	<input type="checkbox"/> 上記の取組を宿泊客に周知し協力を依頼している

<ステップアップ項目>

チェック項目	
エネルギー・脱炭素	<input type="checkbox"/> GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している
	<input type="checkbox"/> カーボンクレジットの購入により排出量を相殺している (例:クレジット付のお土産やサービスの取扱い、商品やサービス利用に対する寄付型のオフセットを実施している)
	<input type="checkbox"/> 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している (例:使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うRE100%を目指す取組を進めている)
	<input type="checkbox"/> 施設内で再生可能エネルギーにより発電を行い、使用している (例:使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している)
	<input type="checkbox"/> 電気自動車の利用に対応している (例:電気自動車の充電スタンドを設けている、もしくは近隣の充電スタンドを紹介している)
	<input type="checkbox"/> カードキー人感センサーを活用した電源管理をしている (例:客室不在時に電源を切る設定にしている)
	<input type="checkbox"/> 環境に配慮した施設設計をしている (例:断熱化、ZEB・ZEH化、LEED認証の取得を進めている)
	<input type="checkbox"/> 食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取組んでいる (例:食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している)
廃棄物	<input type="checkbox"/> 食品残さのリサイクルに取組んでいる (例:食品残さのたい肥化・飼料化に取組んでいる)
	<input type="checkbox"/> 徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している (例:地域指定以上の分別を実施している)

チェック項目	
調達(※)	<input type="checkbox"/> 環境に配慮した食品を選択している (例:減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している)
	<input type="checkbox"/> 環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている (例:グリーン購入法に基づく商品(FSC認証の紙や再生紙等)、フェアトレード商品を購入している)
計画・開示	<input type="checkbox"/> 上記について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている
	<input type="checkbox"/> 上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している (例:宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している)

(※)地産地消等、地域に係るものは1-2. 地域社会への貢献に記載(p13参照)

【コラム1】黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト (黒川温泉観光旅館協同組合)

■黒川温泉全体で取組む「2030年ビジョン」

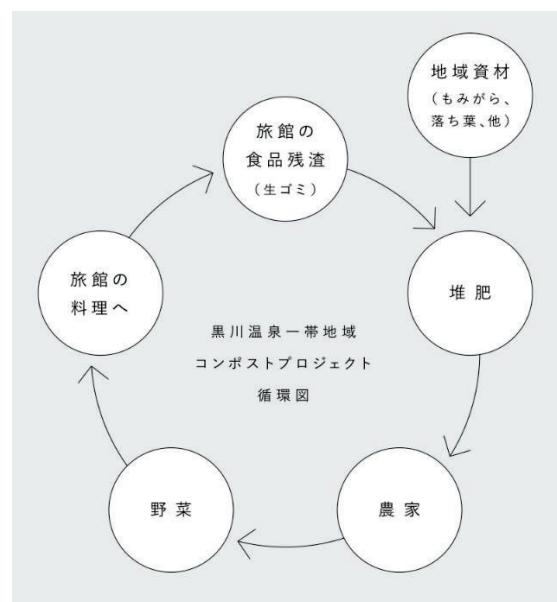
黒川温泉は、「黒川温泉一旅館」という地域理念を掲げており、ひとつひとつの旅館が“離れ部屋”、旅館をつなぐ小径は“わたり廊下”、自然の景観は“宿の庭”と温泉街全体が一つの大いな旅館のように自然に溶け込んでいます。旅館は個々で競いながら質を高める一方で、手をとり知恵を出しあい温泉地全体の繁栄を志しています。同組合には、旅館が30軒あり、阿蘇くじゅう国立公園内の宿泊施設も数軒含まれています。

同組合では、里山の風土”人と自然の共生”をもとに旅館がもつ日本文化に根ざした時間と空間で世界中の人々をおもてなし、阿蘇くじゅうの豊かな地域資源を活用、循環させることで環境、経済、人々の幸福につながるサステナブルな温泉地を目指して「2030年ビジョン」を策定し、「黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト」などの実証実験を進めています。

■黒川温泉一帯地域コンポスト(堆肥)プロジェクトの概要

黒川温泉では、2020～2022年にかけて、旅館から出る食品残さ(生ごみ)を活用して完熟堆肥をつくり、その堆肥で育てた野菜を旅館で提供する一連の地域資源循環の実証実験を実施しています。

堆肥の作成時に必要な床材(生ごみを腐らせずに、減量、減容するための副資材)は、農家や建設会社、物産館から入手したり、温泉街の落ち葉など地域資材から収集しています。2020年は4ヶ月間で約2,000Lの堆肥をつくりました。堆肥で栽培された野菜は旅館への提供に加え、クラフトトマトジュースとして商品化され、完売しました。



■今後の展望

現在は、組合としての実証実験した成果を元に、各旅館でのサステナブルな取組や自治体と連携した資源循環の活動への展開を目指しています。旅館組合の利益追及だけではなく、「食」や「サステナブル」を動機とする旅館宿泊者を増やすことで地域全体の利益を高め、黒川温泉の取組から、南小国町全体の取組まで循環の輪を広げる取組を目指しています。



出典：黒川温泉 HP

1-2. 地域社会への貢献

<基本理念>

日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、国立公園内に住み、暮らしている多くの人々がいます。地域社会が自然環境と共生してこそさまざまな利用が可能となっているため、地域社会が持続可能であることと、国立公園が地域の人々の生活の質の向上に貢献していくことが、国立公園としての価値を提供し続けるためにも重要です。

また、国立公園における感動体験の提供には、宿泊施設だけでなく、地域の魅力を支える団体やアクティビティ事業者等の地域関係者の存在や、地域の資源(自然環境のみならず、伝統、文化、特産品)が必要不可欠です。

ここでは、そのような地域社会の維持・発展につながる項目を、「地域への理解と、取組への参画」、「地域社会の経済循環への貢献」の2つの観点に分けて設けています。

(1) 地域への理解と、取組への参画

<コア項目>

チェック項目

- 地域の歴史・文化を理解し、尊重している
- 地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している
 - (例1:地域とコミュニケーションを図り関係構築に努め、地域活動に参加している)
 - (例2:商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている)
 - (例3:ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等)
- 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている

<ステップアップ項目>

チェック項目

- 国立公園に関する協議会に参画している(加盟する団体としての加入も含む)

(2) 地域社会の経済循環への貢献

<コア項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している)
<input type="checkbox"/> 地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例1:ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している) (例2:地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している)

<ステップアップ項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域の雇用創出や働き手の確保に努めている (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している)
<input type="checkbox"/> 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例1:地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨)) (例2:地域通貨の案内と活用を促している) (例3:素泊まりオプションの提供(泊食分離))
<input type="checkbox"/> 伝統工芸品や地域の特産品、食文化等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している (例1:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) (例2:地元の食材を使った伝統食等を、解説と共に宿泊者に提供している)
<input type="checkbox"/> 地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している (例:内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している)
<input type="checkbox"/> 地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している

【コラム】ホテルから出た生ごみを堆肥として再資源化する 「環パイン プロジェクト」(星野リゾート 西表島ホテル)

■勝手にSDGs(星野リゾートの地域貢献や環境配慮の取組)

星野リゾートでは、創業当時から木製水車による水力発電の導入、隣接する国有林を活用したエコツーリズムの推進など、代々「環境との共生」に取組んできました。その後、経済価値と社会価値を両立するCSV経営(共通価値を創造する経営)のもと、SDGsをその促進のフレームワークとして捉え、環境経営の推進やフードロスの削減、伝統文化・伝統工芸の継承に向けた取組など、各施設が実施するユニークな取組を「勝手SDGs」と題して実施しています。

同社の西表島ホテルは、島の自然環境を保護し、持続可能な観光の仕組みを作るため、日本初の「エコツーリズムリゾート」を目指しています。ペットボトル販売廃止や1WAYプラスチックフリー、イリオモテヤマネコのロードキル防止活動など地域の環境に配慮しながら、世界遺産に選ばれた島の魅力と価値を感じるネイチャーツアーを1年を通して提案しています。

本コラムでは、「勝手にSDGs」の取組の1つである「環パイン プロジェクト」を紹介します。

■「環パイン プロジェクト」の概要

西表島でのピーチパイン生産活動では、肥料の価格高騰が課題となっており、パイン農家によって、島内で排出された生ごみを堆肥として活用する循環型農業の取組が行われていました。西表島ホテルでもこのパイン農家の取組に協働し、2024年からは「環パイン プロジェクト」を開始しています。同プロジェクトでは、ホテル敷地内に堆肥舎を設け、ホテルのレストランで出た生ごみをホテル敷地内で堆肥化に取組んでおり、できあがった堆肥は2024年冬から島内のパイン農家へ配布予定です。また、その堆肥を使って栽培されたピーチパインを、毎年パイン農家と協働してホテルで開催している「春のピーチパイン祭り」で宿泊者に振る舞うことを目標としています。このイベントでは、西表島の特産品であるピーチパインを実際に味わい、美味しさの秘密を島のパイン農家から直接学ぶことができます。島内の持続可能な循環型農業に貢献し、さらに観光資源としてのピーチパインの価値向上を目指しています。



出典:星野リゾート HP

2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

<基本理念>

感動体験の提供において最も重要かつ基本となるのは、「最大の魅力は自然そのものであり、自然環境の保全を基本とし、自然そのものの魅力を生かすこと」こと。つまり、自然環境の保全は、感動体験の提供の出発点だと言えます。

そのためにまず重要なのが、利用者への「その場所が国立公園であり、自然環境は利用を支える基盤である」ことの普及啓発です。その上で、「利用者自身が自然環境の保全などに携わる機会」や「その成果を利用者自身が実感できる仕組み」があり、利用者の「その感動した自然風景を守りたい、更に良くしたい」という気持ちを育み、自然環境の保全に再び戻ってくるという「保護と利用の好循環」を育んでいくことが重要です。

(2)では利用環境の整備・管理についてもまとめてあります。多くの人々に感動を与えるには、国立公園の自然を守りながら利用していくための施設整備・管理に関する取組も重要です。

(1) 利用者への普及啓発

<コア項目>

チェック項目

- 国立公園の基礎的な情報を普及啓発している
(例:立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・ブランドプロミス・コンセプト等)
- 国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している
上記に関して、実施する方法についても教えてください
 - パンフレットの設置
 - ロビーでのパネル・サイネージの設置
 - HP・SNS での紹介

<ステップアップ項目>

チェック項目

- 宿泊客以外にも情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している
(例:ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している)
- 宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している
- 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている

(2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理

本項において対象とする自然環境保全活動や利用施設は、国立公園管理上必要なものとする。(登山道の補修、外来植物の駆除等、国立公園の管理上必要なものであって、1-2に含まれるような市街地内での清掃活動等や、市街地内のベンチ等の整備は含まない。)

<コア項目>

チェック項目

- 国立公園内の自然環境保全や利用環境の整備・管理に参画協力している

<ステップアップ項目>

下記のうちいずれか1つを実施していること。

チェック項目

- 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
- 土産物や宿泊プラン等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を来訪者にも提供している
(例:お土産の売上の一部を地元団体に寄付し、地元団体が実施する保全活動の資金に充当されている)
- 宿泊施設自ら自然環境保全に資する活動を実施している
- 地域と連携して自然共生サイトに登録している、もしくは登録を検討している
(例:敷地内のビオトープ等を自然共生サイトに登録している)
- 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください)
□ 工作物(ベンチ・東屋等)の整備
□ トイレの整備
□ 登山道・遊歩道等の整備
□ 園地等の整備
□ その他()
- 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理をしている、または関わっている(該当する全ての項目に✓(チェック)してください)
□ 工作物(ベンチ・東屋等)の修繕
□ 登山道・遊歩道等の草刈り
□ 登山道・遊歩道等の修繕
□ 国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採
□ その他()
- 国立公園内の利用環境を向上させるための取組に参画・協力している
(例:地域で作成した計画に則った景観改善の取組に協力している)

【コラム3】宿泊施設による自然環境保全の取組について(五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘)

■宿泊施設による自然保護・維持管理につながる商品の開発

中部山岳国立公園内の上高地に位置する宿泊施設である五千尺ホテル上高地と上高地ホテル白樺荘では、収益の一部を登山道の整備や環境保全に取り組む団体に寄付する上高地の土産品として「稜線バタークッキー」を企画・開発し、2022年8月から販売を開始しています。

■商品開発に至った経緯

上高地の登山道整備については、行政の対応が追いつかない部分がある中で、その一翼を担っていた山小屋がコロナ禍で登山客減少で苦労されている背景があり、お客様に保全活動の財源確保に協力いただく仕組みとして、上高地でしか買えない商品の開発に至りました。

このように、地域課題が先にあり、それを解決する手段として、企画が行われています。

■寄付の仕組みや取組のポイント

「稜線バタークッキー」は、クッキー1枚あたりの寄付額を10円として、国立公園内の環境整備といった明確な使途に利用する2団体(北アルプス登山道等維持連絡協議会、自然公園財団上高地支部)への寄付が行われており、2022年度は計200万円程度、2023年度は計400万円程度の寄付を実現しています。

このようなクッキー1枚当たりの寄付額や寄付先、そして地域全体における販売数・金額については宿泊施設のSNS等で公表しており、このように会計情報をオープンにすることで、地域や顧客による好意的な受け止めに繋がっています。



出典)五千尺ホテル上高地 HP(<https://www.gosenjaku.co.jp/2024/05/10/23446/>)

2-2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供

<基本理念>

自然環境の魅力や、地域の歴史・文化・生活を踏まえたその国立公園ならではの価値に基づく感動や学びの体験の提供は、旅行者の満足度を高め、リピーター増加や消費単価向上に寄与することにつながります。また、自然体験アクティビティ(以下、「アクティビティ」という。)提供に関わる多くの地域プレーヤーの方々との連携は、地域の人々にも多くの経済メリットをもたらします。

このアクティビティ提供において宿泊施設が担うことができる役割は多岐に渡り、比較的手軽に実施できる「利用者への情報提供」から、「アクティビティへの参加申込の受付」「アクティビティ開発」「人材育成」など、主体的にアクティビティ運営に関わる役割まで考えられます。ここでは、このような観点の項目を設けています。

また、感動体験の提供は、自然体験に付加価値を持たせたアクティビティである必要があるため、その点についても項目を設けています。

(1) 取扱うアクティビティ

本項の(2)～(5)での取組において取扱うアクティビティは、以下を満たすものとする。

<コア項目>

下記のうち、いずれかに該当すること。

チェック項目

- 環境省の「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしている(詳細は、P22)
- 地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等である

<ステップアップ項目>

チェック項目

- 地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)が整理されており、情報発信、アクティビティ実施の際に、利用者に対してそのストーリーを伝えている
- 地域において、インタープリテーション全体計画(各国立公園におけるストーリーや、望まれる体験等を整理したもの)が作成されており(又は作成予定)、アクティビティとインタープリテーション計画が連動している(又は予定がある)
- 高付加価値化されている(例:特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している)

(2)利用者への情報発信

<コア項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 立地する国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している
<input type="checkbox"/> 立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している
上記に関して、実施する方法についても教えてください
<input type="checkbox"/> パンフレットの設置
<input type="checkbox"/> ロビーでのパネル・サイネージの設置
<input type="checkbox"/> HP・SNS での紹介

(3)アクティビティへの参加申込

<ステップアップ項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> アクティビティの参加申込を受け付けている (例:予約時にオプションがあり、参加者からの希望を受け付けられる)
<input type="checkbox"/> アクティビティに関して、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
<input type="checkbox"/> 当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている (例:チェックイン時に紹介して希望に応じて手配している)

(4)宿泊施設によるアクティビティの開発・実施

<コア項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 地域の事業者、観光協会等の団体によるアクティビティの開発・提供に参加している (例:企画会議等への参加、HPでのアクティビティの周知を行っている)

<ステップアップ項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 宿泊施設自らまたは地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している

(5)ガイド人材の育成

<コア項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 取扱うアクティビティは地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内または活用している

<ステップアップ項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している (例:社員研修の一環としてガイド事業者による研修を企画し参加している)
<input type="checkbox"/> 地域のガイド人材の育成に寄与している (例1:施設スタッフがガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域の雇用創出へ貢献している) (例2:地域のガイド認証制度に参画している)

【コラム4】国立公園における自然体験コンテンツガイドライン

■ガイドラインの概要

環境省では全国の国立公園で提供される様々なコンテンツ(アクティビティや体験など)について、コンテンツ提供事業者自らが「コンテンツ造成」、「安全対策・危機管理」、「環境への貢献・持続可能性」の3つの観点から、その質を確認できるガイドラインを作成しています。

自然資源を活用した付加価値の高いコンテンツづくりは、旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やコンテンツ単価の向上に寄与します。また、多くの地域プレーヤーの方々と交流することで、地域の自然環境や地域の人々にもメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれづける地域づくりにもつながります。このようなより質の高い国立公園ならではのコンテンツの提供が進むようにという主旨で作られたガイドラインです。

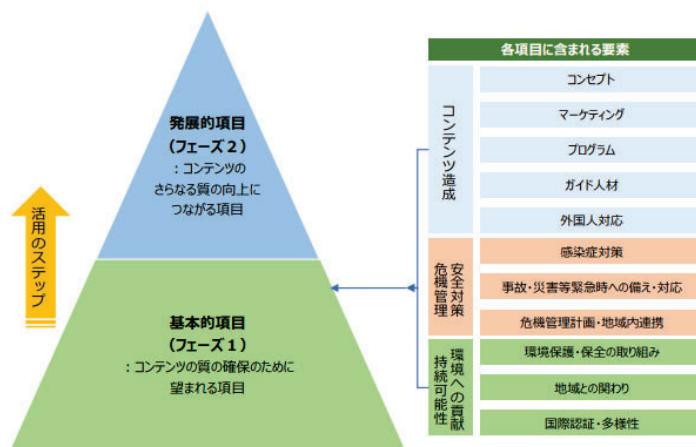
ガイドラインの詳細は以下のURLかQRよりご確認いただけます(2023年3月、Ver3.0を公表)。

<https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf>



■ガイドラインの構成

コンテンツづくりや高付加価値化のための重要なポイントを、基本的項目(フェーズ1)と発展的項目(フェーズ2)に分けて整理しています。フェーズ1では、「個別事業者の取組」によりコンテンツの質の確保につながる項目を、フェーズ2では、フェーズ1を満たした上で、「個々の事業者による地域志向や、事業者が主体となり地域関係者と一緒に取り組むこと」で、選ばれる地域となるようさらなる質の向上を目指す項目が、それぞれ記載されています。また、各項目の優良事例についても紹介しています。



■ガイドラインの活用について

セルフチェックによる活用や、地域関係者とのコミュニケーションツールとしても活用いただけます。また、環境省では、国立公園オフィシャル WEB サイト「国立公園に、行ってみよう！」において、ガイドラインにおける基礎的項目(フェーズ1)を、事業者自らが確認し、9割以上の項目を達成したコンテンツを掲載しています。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

3. 取組の実効性の確保

<基本の理念>

「1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2.『国立公園の保護と利用』に関する機能・役割」(以下、それぞれ「1.」「2.」と省略する。)の取組の実効性を高め、取組を持続させていくためには、組織一丸となった取組や課題が生じる毎に改善する仕組みを設けることが大切です。ここでは、取組の実効性を確保・向上させるために、有効な取組について記載しています。

<コア項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 1.、2. に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている
<input type="checkbox"/> 社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している
<input type="checkbox"/> 1.、2. に記載した取組を継続していくために、自社で策定している経営計画等に位置づけている
<input type="checkbox"/> 宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート調査等で把握している
<input type="checkbox"/> 1.、2. の取組のうち、インバウンドの旅行者向けの内容を必要に応じて多言語化している (例:パンフレットにまとめている)

<ステップアップ項目>

チェック項目
<input type="checkbox"/> 1.、2. に記載した取組の計画を公表している
<input type="checkbox"/> 1.、2. に記載した取組の実施結果を把握し、公表している
<input type="checkbox"/> 上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている
<input type="checkbox"/> 保全団体等(登山、サイクリング、トレッキング、キャンプ)など、全国、国際団体との連携やその活動の支援など、他地域とのネットワーク構築や連携を図っている

III. 備考

1. 用語解説

用語	解説
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全だけでなく、経済から社会・政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくというのがネイチャーポジティブの趣旨。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。具体的には、陸域、海域それぞれの30%を健全な生態系として保全する(30by30)目標が掲げられている。(出所:環境省資料)
アドベンチャートラベル	「アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」。アクティビティを通じて地域の自然・文化を体験することにより、旅行者自身が、未体験の多様な価値観に触れ、自身の内面に変化がもたらされるような旅行スタイル。一般的な観光旅行よりも現地での長期滞在が見込まれ、観光消費額も大きい傾向となるため、地域への経済効果が大きい点が特徴。(出所:JNTO HP)
自然体験アクティビティ	国立公園内の自然を活用し、登山やハイキング、カヌーなどの体験型アクティビティだけでなく、ガイドやパンフレット、掲示物、SNSなどを通じて、地域の歴史、文化、食などに関する学習や体験も含んだアクティビティ。
国立公園の利用の高付加価値化	富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供することではなく、次の①及び②を付加価値として高めることを意味すると定義されている。保全価値の高い地域での(人数を制限した)特別な体験、質の高い専門知識や技術の提供などには適正な価格設定、また参加者の高いニーズに応えることも求められる。 ①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション ¹)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンシビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 (出所:宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針(2023年)、環境省)

¹ 利用者の考え方や人生観にまで影響を及ぼすような意識変容・行動変容を指す。

GHGプロトコル	温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。
自然共生サイトへの登録(OECM)	「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」(Other Effective Conservation Measures)として国際データベースに登録される。
ビオトープ	ビオトープとは、ドイツ語の「biotop」のこと。元々はギリシャ語で「命(bio)のある場所(topos)」という意味。人工や自然を問わず、生き物が生息する場所を指します。森林、湖沼、ヨシ原、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
FSC認証	Forest Stewardship Council の略。環境、社会、経済の便益に適い、きちんと管理された森林から生産された林産物や、その他のリスクの低い林産物を使用した製品を目に見える形で消費者に届ける仕組み。
ZEB・ZEH	ZEBはゼロエネルギー・ビルの略称。建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内のエネルギーの面的(相互)利用の対策をうまく組合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいは、おおむねゼロとなる建築物。ZEHはゼロエネルギー・ハウスの略称。自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅。
LEED	LEEDは、Leadership in Energy and Environmental Designの頭文字。環境配慮された優れた建築物を作るため先導的な取り組みを評価するグリーンビルディングの国際的な認証プログラム(環境性能評価認証システム)。

2. 問合せ先一覧

環境省本省
自然環境局国立公園課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-3581-8278
北海道地区
北海道地方環境事務所 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 3 階 TEL 011-299-1950
稚内自然保護官事務所 〒097-8527 北海道稚内市末広 5-6-1 稚内地方合同庁舎 TEL 0162-33-1100
大雪山国立公園管理事務所 〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603 TEL 01658-2-2574
大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所 〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15 TEL 0166-82-2527
大雪山国立公園管理事務所上士幌管理官事務所 〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 235-33 TEL 01564-2-3337
支笏洞爺国立公園管理事務所 〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉 TEL 0123-25-2350
支笏洞爺国立公園管理事務所洞爺湖管理官事務所 〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142-5(洞爺湖ビジターセンター 2 階) TEL 0142-73-2600
帯広自然保護官事務所 〒080-0047 北海道帯広市西 17 条北 3 丁目 13-12 TEL 0155-34-5500
新ひだか自然保護官事務所 〒056-0016 北海道日高郡新ひだか町静内本町 5 丁目 1-21(新ひだか町観光情報センター「ぽっぽ」内) TEL 0146-49-2172
釧路自然環境事務所 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 TEL 0154-32-7500
釧路湿原自然保護官事務所 〒084-0922 北海道釧路市北斗 2-2101(釧路湿原野生生物保護センター内) TEL 0154-56-2345
ウトロ自然保護官事務所 〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10(知床世界遺産センター内) TEL 0152-24-2297
羅臼自然保護官事務所 〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町 6-27 TEL 0153-87-2402
阿寒摩周国立公園管理事務所 〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2 TEL 015-483-2335

北海道地区

阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所
〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1(阿寒湖畔エコミュージアムセンター内)
TEL 0154-67-2624

東北地区

東北地方環境事務所
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階
TEL 022-722-2870

十和田八幡平国立公園管理事務所
〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486
TEL 0176-75-2728

十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 階
TEL 019-621-2501

十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畠 123-4
TEL 0186-30-0330

三陸復興国立公園管理事務所
〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町 11-30
TEL 0193-62-3912

三陸復興国立公園管理事務所八戸管理官事務所
〒039-1166 青森県八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎地下 1 階
TEL 0178-73-5161

三陸復興国立公園管理事務所大船渡管理官事務所
〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117
TEL 0192-29-2759

三陸復興国立公園管理事務所石巻管理官事務所
〒986-0832 宮城県石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎 1 階
TEL 0225-24-8217

裏磐梯自然保護官事務所
〒969-2701 福島県耶麻郡北塙原村大字檜原字剣ヶ峯 1093
TEL 0241-32-2221

羽黒自然保護官事務所
〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 39-4
TEL 0235-62-4777

関東地区

関東地方環境事務所
〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階
TEL 048-600-0516

日光国立公園管理事務所
〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5
TEL 0288-54-1076

日光国立公園管理事務所那須管理官事務所
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2(那須高原ビズターセンター 2 階)
TEL 0287-76-7512

日光国立公園管理事務所日光湯元管理官事務所
連絡先 日光国立公園管理事務所

関東地区
檜枝岐自然保護官事務所 〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原 867-1 TEL 0241-75-7301
片品自然保護官事務所 〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬 3885-1 TEL 0278-58-9145
奥多摩自然保護官事務所 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 171-1 TEL 0428-83-2157
小笠原自然保護官事務所 〒100-2101 東京都小笠原村父島西町(小笠原世界遺産センター内) TEL 04998-2-7174
富士箱根伊豆国立公園管理事務所 〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場 164 TEL 0460-84-8727
富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所 〒100-0101 東京都大島町元町字家の上 445-9 大島合同庁舎 1 階 TEL 04992-2-7115
富士箱根伊豆国立公園管理事務所富士五湖管理官事務所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1(生物多様性センター内) TEL 0555-72-0353
富士箱根伊豆国立公園管理事務所沼津管理官事務所 〒410-0831 静岡県沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 5 階 TEL 055-931-3261
富士箱根伊豆国立公園管理事務所下田管理官事務所 〒415-0036 静岡県下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1 階 TEL 0558-22-9533
南アルプス自然保護官事務所 〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉 518 南アルプス芦安支所 2 階 TEL 055-280-6055
伊那自然保護官事務所 〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口 1394 伊那市長谷総合支所 2 階 TEL 0265-98-1205

中部地区
中部地方環境事務所 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-955-2130
白山自然保護官事務所 〒920-2501 石川県白山市白峰木 25-1 TEL 076-259-2902
伊勢志摩国立公園管理事務所 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方 3098-26 TEL 0599-43-2210
信越自然環境事務所 〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 TEL 026-231-6570
妙高高原自然保護官事務所 〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2 TEL 0255-86-2441

中部地区
戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野県長野市戸隠豊岡 1554 長野市戸隠支所 3 階 TEL 026-254-3060
上信越高原国立公園管理事務所 〒377-1526 群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原 394-4 TEL 0279-97-2083
上信越高原国立公園管理事務所志賀高原自然保護官事務所 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 7148 TEL 0269-34-2104
上信越高原国立公園管理事務所谷川管理官事務所 〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1 TEL 0278-62-0300
中部山岳国立公園管理事務所 〒390-1501 長野県松本市安曇 124-7 TEL 0263-94-2024
中部山岳国立公園管理事務所立山管理官事務所 〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢 1209-18 駅前プラザ 2 階 TEL 076-462-2301
中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所 〒390-1516 長野県松本市安曇 4468 TEL 0263-95-2032※冬季連絡先 中部山岳国立公園管理事務所
中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所 〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯 763-12 TEL 0578-89-2353

近畿地区
近畿地方環境事務所 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL 06-6881-6500
吉野熊野国立公園管理事務所 〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-20 TEL 0735-22-0342
吉野熊野国立公園管理事務所吉野管理官事務所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2294-6 TEL 0764-34-2202
吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所 〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目 23 番 1 号 田辺市民総合センター3 階 TEL 0739-34-5061
竹野自然保護官事務所 〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4 TEL 0796-47-0236
浦富自然保護官事務所 〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3 TEL 0857-73-1146
大阪自然保護官事務所 連絡先 近畿地方環境事務所
神戸自然保護官事務所 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 7 階 TEL 078-331-1146

中国四国地区

中国四国地方環境事務所
〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階
TEL 086-223-1577

岡山自然保護官事務所
連絡先 中国四国地方環境事務所
TEL 086-223-1586

広島事務所
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階
TEL 082-511-0006

大山隠岐国立公園管理事務所
〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 階
TEL 0859-34-9331

大山隠岐国立公園管理事務所松江管理官事務所
〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階
TEL 0852-21-7626

大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所
〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 55
TEL 08512-2-0149

四国事務所
〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階
TEL 087-811-7240

高松自然保護官事務所
連絡先 四国事務所
TEL 087-811-6227

松山自然保護官事務所
〒790-0808 愛媛県松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階
TEL 089-931-5803

土佐清水自然保護官事務所
〒787-0305 高知県土佐清水市天神町 11-7
TEL 0880-82-2350

九州地区

九州地方環境事務所
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階
TEL 096-322-2400

福岡事務所
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階
TEL 092-437-8851

佐世保自然保護官事務所
〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 5 階
TEL 0956-42-1222

五島自然保護官事務所
〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階
TEL 0959-72-4827

雲仙自然保護官事務所
〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙 320
TEL 0957-73-2423

天草自然保護官事務所
〒863-0014 熊本県天草市東浜町 10-1 三貴ビル 5 階
TEL 0969-23-8366

九州地区
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180 TEL 0967-34-0254
阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所 〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2 TEL 0973-79-2631
屋久島自然保護官事務所 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343(屋久島世界遺産センター内) TEL 0997-46-2992
霧島錦江湾国立公園管理事務所 〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第 2 地方合同庁舎 2 階 TEL 099-213-1811
霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所 〒889-4302 宮崎県えびの市末永 1495-5 TEL 0984-33-1108
沖縄奄美自然環境事務所 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階 TEL 098-836-6400
奄美群島国立公園管理事務所 〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畠 551(奄美野生生物保護センター内) TEL 0997-55-8620
奄美群島国立公園管理事務所徳之島自然保護官事務所 〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1 天城町役場 4 階 TEL 0997-85-2919
やんばる自然保護官事務所 〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1(やんばる野生生物保護センター内) TEL 0980-50-1025
慶良間自然保護官事務所 ・座間味事務室 〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 座間味役場 2 階 TEL 098-987-2662
・渡嘉敷事務室 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階
石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27(国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター内) TEL 0980-82-4768
西表自然保護官事務所 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見(西表野生生物保護センター内) TEL 0980-84-7130

参考：国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

本ガイドラインは、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」における議論を踏まえ、策定されました。

<委員名簿(50 音順、敬称略)>

愛甲 哲也(北海道大学教授)

井門 隆夫(國學院大學教授)

加藤 久美(和歌山大学教授、武蔵野大学教授)

下村 彰男(國學院大學教授)【座長】

高山 傑(アジアエコツーリズムネットワーク(AEN)創設理事長、一般社団法人 JARTA 代表理事)

寺田 直子(トラベルジャーナリスト)

永原 聰子(Deneb 株式会社 共同創業者・代表取締役、アトリエラパス株式会社 代表取締役)

<検討会の開催経緯>

■ 第1回検討会(令和6年5月31日)

議事:検討の全体概要、ガイドライン(素案)、連携方策の検討

■ 第2回検討会(令和6年6月17日)

議事:取組の全体像及び進め方、ガイドライン(案)、連携方策の試行的取組

■ ガイドラインの公表(令和6年10月29日)

<検討会ウェブサイト>

https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html

国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン(1.0 版)

【発行日】令和6年10月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
TEL 03-3581-3351(代表)

リサイクル適正の表示:印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会 開催要領

(目的)

第1条 国立公園満喫プロジェクト有識者会議のもとに、国立公園ならではの感動体験の提供や、国立公園の保護と利用の好循環に貢献する宿泊施設との連携方策を検討するために必要な助言を得ることを目的として、国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会は、国立公園ならではの感動体験の提供や、国立公園の保護と利用の好循環に貢献する宿泊施設との連携のために、次に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 国立公園ならではの宿泊施設との連携のための取組方針に関する事項
- (2) 国立公園ならではの宿泊施設との連携のための具体的な方策に関する事項
- (3) その他、(1) (2) の推進に当たって必要な事項

(構成)

第3条 検討会は環境省自然環境局長から委嘱された有識者を委員として構成する。

(運営)

第4条 検討会は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、環境省が委員の中から選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することができる。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

第6回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

議事概要

■日時：令和7年10月2日（金）10:30～12:00

■場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター1B（オンライン（Teams）併用）

■出席者：

【有識者】（50音順・敬称略）

北海道大学 教授	愛甲 哲也（オンライン）
國學院大學 教授	井門 隆夫（オンライン）
和歌山大学 教授／武藏野大学 教授	加藤 久美（欠席）
國學院大學 教授	下村 彰男
アジアエコツーリズムネットワーク（AEN）創設理事長	
一般社団法人 JARTA 代表理事	高山 傑
トラベルジャーナリスト	寺田 直子
Deneb 株式会社 共同創業者 代表取締役	
アトリエラバズ株式会社 代表取締役	永原 聰子（オンライン）

【環境省】

自然環境局国立公園課長	長田 啓
自然環境局国立公園課長補佐（総括）	速水 香奈
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長	澤田 大介
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	知識 寛之
自然環境局国立公園課インバウンド推進室長補佐	古川 遥香
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長	立田 理一郎
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐	中原 一成
自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐	中山 良太

■議事内容：

1. 開会
2. 環境省挨拶
3. 議事

（1）国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について【報告】

（2）ガイドライン改定方針およびガイドライン手引き作成方針について

（3）令和8年度以降の運用方針（案）について

（4）今後のスケジュールについて

4. 閉会

1. 開会・環境省挨拶

○環境省

- ・ 本会議は、オンライン併用、公開で行う。会議資料についても公開とする。会議概要については事務局で作成し、委員の了承をいただきホームページにて公開する。
- ・ 愛甲委員、井門委員、永原委員はオンライン参加、加藤委員はご欠席。

○環境省自然環境局国立公園課長 長田

- ・ 7月1日付けで国立公園利用推進室長の立田が着任した。また、組織改編により国立公園課にインバウンド推進室ができ室長は澤田である。
- ・ これまでの試行的取組で得られた知見や前回の検討会で議論頂いた内容も踏まえ、ガイドラインの改定や手引き策定の方針や、令和8年度以降の運用方針案をお示ししており、本日議論頂きたい。ガイドラインに基づく取組を広げていくことで国立公園の重要なパートナーである宿泊施設との連携を深め、国立公園の宿泊施設の価値が高まり、さらに国立公園自体も魅力が向上していく好循環に努めていく。忌憚のないご意見を頂きたい。

○下村座長

- ・ 今回は今年度の2回目、今後、12月と3月の全4回を想定している。ガイドライン及び手引きをどのように作成していくか、ガイドラインのチェック時にぶれが出ないようにするにはどのような表現が良いかなど、忌憚なく意見を頂きたい。まずは進捗について報告を頂き、ガイドラインの改定と手引きの作成方針、また令和8年度以降の運用方針について議論頂きたい。

2. 議事

(1) 国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組の進捗について【報告】

○環境省

- ・ 資料1に基づき事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- ・ 順調に進んでいるという事で引き続き進めて頂きガイドラインに反映させて頂ければと思う。

(2) ガイドライン改定方針およびガイドライン手引き作成方針について

○環境省

- ・ 資料2-1、2-2、2-3に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- ・ 前回の議論を踏まえ、ガイドラインの構成・水準・セルフチェックに向けた記載について、

事務局にて検討を進めてきた。構成については、手引きとガイドラインを分け、ガイドラインは位置づけ等の最低限は書くにしてもシンプルに記載、全体的な説明は手引きに記載することが提示されている。また、ガイドラインについては、宿舎事業者と連携して進めるという点で各項目の整理をしつつ、国立公園のブランドプロミスのブランディング活動を踏まえた並べ替えについて提示された。ご意見を伺う。

○高山委員

- ・ 本ガイドラインは既存施設を主に想定されていると思うが、今後インバウンドも含めた新しい施設が設置される際にも本ガイドラインを活用していくことを考えていると理解している。そのため立地選定についても言及があると良い。また、特に人口が減っていく地域はライフサイクルの観点で文言を追記すると本ガイドラインの使い方が明確になると感じた。

○下村座長

- ・ ガイドラインの位置づけや、立地選定やライフサイクルといった観点からの記載をした方が良いという意見について、事務局としてはどのような見解か。

○環境省

- ・ ガイドラインの概要への記載を検討する。

○下村座長

- ・ ガイドラインと手引きの区分の事務局案、ガイドラインの構成をブランドプロミスに合わせて並べ替える点についてはどうか。なお、本ガイドラインの対象を踏まえ、国際認証のチェック項目と考え方が異なる点については、手引きで説明することになると思われる。

○愛甲委員

- ・ ガイドラインと手引きを区分する点、ガイドラインの構成をブランドプロミスに合わせることについては、非常に分かりやすいと感じた。一方で、ブランドプロミスに沿ってチェック項目を並び替える点について、ブランドプロミスの観点に収まらない項目はなかったか。また、項目を括る見出しも変更するのか。

○環境省

- ・ 現行のブランドプロミスそのままでは収まらない項目もある。そのため、ブランドプロミスを参照しながらガイドラインとして項目を整理することになる。項目を括るタイトルは、並べ替えた状況を確認して必要な修正を施したい。

○愛甲委員

- ・ ブランドプロミスのメッセージを伝えるのが重要で、環境省としてもそこを大事にしたいことは理解できる一方で、ガイドラインのチェック項目として評価しにくいものもあるのではないかと感じた。例えば、ブランドプロミスには「感動的な自然風景」とあり、「野生生物、生態系の保護再生」に繋がっているが、本ガイドラインでは「自然環境の保全」といった見

出しになるのではないか。そのうえで、自然環境の保全は必ずしも感動的ではなく、ブランドプロミスに寄せすぎると本来ガイドラインで確認しようとしていたことと趣旨がずれる可能性もあるため確認をお願いしたい。

○環境省

- ・ ご意見も参考に整理していく。

○下村座長

- ・ 段階的な記載になると想定しており、項目を括る際にはブランドプロミスに寄せた言葉遣いになると思うが、チェック項目自体は宿舎事業者に確認していただくことを明確に伝える内容にする必要がある。なお、ブランドプロミスのブランディング活動の9項目を意識した並べ替えとするのか。

○環境省

- ・ ブランディング活動の9項目は意識しながら、ご意見を踏まえて整理する。

○下村座長

- ・ 方向性は良いと思うが、詳細な記載については委員からもご意見が出てくる可能性があるため、事前に委員に相談しながら進めていただきたい。
- ・ 構成と合わせて、チェック項目に数値の水準を設定するかどうかについて意見を伺いたい。

○高山委員

- ・ 本ガイドラインの運用として1年ないしは2年に1回の見直しなどを求めるものか確認したい。例えば、エネルギー関連は、1年に1回は確認して頂きたい。また、確認方法について、紙かオンラインか決まっていない状態で、データをどのように蓄積するのか検討する必要がある。オンラインにする場合はそのサーバーを環境省内におくのか外部とするのかでセキュリティーの確認も必要である。これらも踏まえた運用方針を議論していく必要がある。
- ・ また、ガイドラインでの評価が1度きりとならないようサステナブルなものになると良い。そのためには指標が改善していることが把握できるようになっている必要がある。他方で、ハードルを上げ過ぎると参加していただけないということであれば、どのような対応が必要で、どの程度仕事が増えるかについて説明する必要がある。

○下村座長

- ・ 每年の改善対応を常に意識していただけるような記載が可能か。

○環境省

- ・ 資料2-3の11ページに計画に関する項目をまとめている。ここでも定期的な教育機会を設けていること、課題を確認している・把握しているということをコア項目として設定している。さらにそれを公表して見直しをしているのかについてステップアップ項目として設定している。これらをPDCAの観点で分かりやすく記載していきたい。

○下村座長

- ・ コア項目に設定して改善を促せると良い。

○高山委員

- ・ エネルギー関連では、ある程度省エネを実施したところからの取組は大変である。初期診断の時は、まだ何も取組をしていない状態で、ベースラインアセスメントとして実施して頂き、ガイドラインを確認して取組が促進するようになると本ガイドラインの影響力が高まるのではないか。そのベースラインをしっかり見せるのが重要である。ベースラインからの経過でCO₂排出量の削減なども可視化できる。

○環境省

- ・ コア項目とステップアップ項目の位置づけの整理をした方がよいと感じた。並び変えたものを出す時にご相談させて頂きたい。

○寺田委員

- ・ 数値基準をどうするかについて、一定以上は求めるべきだと考える。これは宿泊施設がどのような状況にあるのかを確認する健康診断として捉えていただきたい。自身の宿泊施設の状況を事業者自身が確認することが重要である。それを踏まえて今後どのように取組んでいくのかという検討に繋がると思う。宿舎事業者がスムーズに本ガイドラインに取組んでいただけることを念頭に動いてきたが、一定のハードルをクリアしてこそその国立公園ならではの宿泊施設であるという誇りを持っていただきたいとも感じた。

○環境省

- ・ 現時点では数値が入っている項目は、通し番号の2番の照明、11番の節水型シャワー・トイレの導入数、38番と39番の食材や製品サービスの利用数としている。

○下村座長

- ・ 他にも入れた方が良いと思われる項目はあるか。

○寺田委員

- ・ 数値化することによって宿泊施設の取組が明確になるのであれば、数値基準を設定することは有効だと考える。合わせて、数値の確認方法（どのようなデータを確認するか等）も示すことができると良い。

○下村座長

- ・ 数値を入れた方が良いという項目があれば、今後事務局に連絡頂きたい。

○井門委員

- ・ 数値化に関しては理想的には高山委員、寺田委員の意見の通りである。都心のシティホテル

ならガイドラインと手引きの内容を理解できると思うが、国立公園の中の小規模な旅館においては言葉が分からぬ場合も多いと思う。カーボンクレジットの購入は何か、そのレベルから手引き案の手引きのようなものが必要で、現状、宿舎事業者として取組めるものはどれなのかというのが分かるレベルでも良いのではないか。現状の数値を自分たちで測ってみて自分たちで目標を決めるというやり方もあると思った。

○環境省

- 用語については、明示的に文章で記載するか、用語集に誘導するようにしたい。
- 仮に数値を設定する場合、宿舎事業者に対して最低限として何を示していくべきか、引き続きご意見を頂きたい。

○永原委員

- ガイドラインを使う側にしてみると、手引きには具体例がもっと記載されていた方が良い。取組例を箇条書きにしていくというのが理解をするという意味では分かりやすいか。

○高山委員

- 観光庁の「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に掲載されている取組の引用も良い。

○環境省

- 取組例は作成の中で充実させる。
- なお、本日欠席の加藤委員には事前に話を伺っており、まずは試行的取組を実施している連携宿舎をはじめ国立公園内の宿舎事業者に状況を確認しないと数値設定が難しいのではないかとご意見を頂いた。

○下村座長

- 観光庁の「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」は加藤委員や高山委員が携わっていたので、事務局から積極的に意見を聞いていただきたい。
- 構成の方向性も概ねご理解頂いたため、12月に向けて事務局にて検討と策定作業をお願いしたい。委員の皆様におかれましては、必要に応じて事務局からの相談にのって頂くとありがたい。

（3）令和8年度以降の運用方針（案）について

○環境省

- 資料3に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- 連携協定については、宿舎事業者としても進めたいと立候補があった場合に締結となるのか。

○環境省

- 仕組みについては希望性か公募とするか等も含め検討中である。

○愛甲委員

- 運用方針について基本的に異論はない。気になっているのは、連携協定は国立公園内の宿舎事業者のみが対象になるのか。

○環境省

- その通りである。国立公園内に位置する宿舎事業者を考えている。

○愛甲委員

- 国立公園の自然環境保全やアクティビティを含めた観光の推進は、地域の組合や観光協会として取組んでいることが多い。その中には、国立公園外ではあるものの積極的に参加して頂いている事業者もみえる。このガイドラインの対象にならないことが勿体ない気をしており、将来的には国立公園内外に波及できるよう長期的な検討をしていただきたい。

○環境省

- まずは国立公園内の宿舎事業者を対象に運用していきたい。国立公園外で取組を進めていただいている事業者への波及についても長期的な視点を持って検討したい。

○下村座長

- まずは国立公園の宿舎事業者を対象とすること、環境省が目指す姿を示したうえで、長期的な対応を検討いただきたい。

○寺田委員

- 環境省として国立公園内の全宿舎事業者を把握しているのか。そのうえで全宿舎事業者に通知するということか。

○環境省

- その通りである。宿舎事業として登録があるのは2,000程度である。

○下村座長

- 実際に国立公園の宿舎事業者であることを認識されていない事業者もあるとうかがっている。認可の際には経営状況なども確認するが、認可以降、ほとんどやりとりのない事業もあるのが現状である。経営状態が悪くなっていることや、事業継承していることなどが十分に把握できていないのが現状だと聞いている。前回の法改正の時にもずいぶんと話題になった。しっかり公園内の国立公園事業を把握しないとブランディングにも結び付かない。宿舎事業の現状把握と合わせた取組をしていただきたい。

○高山委員

- 表彰制度の検討について、トラベルエージェントからのプロモーション効果を考えていくと、第3者的な組織に審査の検討が必要である。また、JNTOとの連携も踏まえるとガイドラインの英語版も必要となる。その他、グリーンキーやサクラクオリティなどの国際認証を取得している宿舎事業者をどのように取扱うかという点も仕組みとして検討する必要がある。例えば、国立公園の普及啓発は国際認証には無い項目だけ確認してもらうのか、などが検討する内容になるだろう。

○環境省

- 表彰制度を導入する際には第3者評価が必要という点は前回検討会でも意見を頂いており、念頭に置いて検討する。グリーンキーとサクラクオリティなどとの兼合いについて、ご指摘の通り国立公園としての項目があるのが本ガイドラインの特徴であるため、認証取得されている宿舎事業者にも取組んで頂けるよう周知していく。

○下村座長

- 確認だが、段階1として連携協定を結んで一緒に進めていく中で、ステップアップ項目がかなりのレベルに達した宿舎事業者に関して表彰を検討していくという理解で良いか。
- また、インセンティブについては妥当か。補助事業への優先採択は魅力的に捉えられると思われるが、他に追加すべきものがあれば意見頂きたい。

○環境省

- まずは連携協定の動きを見ながらになるが、ご指摘の通りである。
- 現段階で国立公園課において運用している補助事業として、国立公園の中に位置する施設に対して景観改善や、インバウンドを受入るためのリノベーションなどは活用頂ける。

○下村座長

- アドバイザーの派遣についても追加されると、ガイドライン以上の国際認証を視野に入れている宿舎事業者には有効かもしれない。
- その他、環境省として運用当初の内容として想定していることはあるか。

○環境省

- 具体的にはこれから検討となるが、ガイドラインの役割などについて、環境省と宿舎事業者での共通認識を持つことが重要と捉えている。そのための周知や普及啓発をしっかりと実施していきたい。

○下村座長

- 現地事務所の理解はどのような状況か。

○環境省

- 現地事務所とも意見交換を実施している。コア項目はそもそも宿舎事業者に必要だとの現地

からの意見もある一方で、100 を超える宿舎事業者がある公園では現状の体制で周知徹底とコア項目達成を確認するのが難しいという意見もある。

○下村座長

- ・ 現地事務所の体制補完についてはデジタル化も含めて検討いただきたい。

○高山委員

- ・ チェック項目は国際基準に近い設定が良いと思う。その際、100%達成しないとチェック出来ないのか、一部達成でもチェックできるようにするかは検討が必要である。一部達成で達成とすれば参加する宿舎事業者は増えると思うが、経過をしっかりと追っていく仕組みと合わせて検討しておく必要がある。また、「本項目についての考慮は不要」との項目について、なぜ対象外とするか環境省から説明するとともに、対象外として理由を宿舎事業者からしっかりと確認できるような仕組みが必要である。

○環境省

- ・ 手引きの使い方等でもしっかりと示していきたい。達成条件は引き続き事務局で検討する。

(4) 今後のスケジュールについて

○環境省

- ・ 資料 4 に基づき、事務局（環境省）より説明。

○下村座長

- ・ 連携事業者同士の意見交換会について、委員の参加も検討頂きたい。今後の検討過程の中で各委員には個別に相談させて頂くことを予めご容赦頂きたい。様々な意味で国立公園の宿舎事業の進め方に関しても大きく影響してくると考えられるため、しっかりと検討いただきたい。

3. 閉会

○環境省（澤田室長）

- ・ 本日は大変熱心に議論頂き御礼申し上げる。ガイドラインは来年度から運用していくことで大きな方向性についてはご了解を頂いた。委員の皆様には個別に相談させて頂きながら、次回 12 月にはご期待にそえるような案を提示したい。引き続きご指導賜りたい。

以上